

# 千葉市DV防止・被害者支援基本計画（案）

平成28年1月

千葉市



# 目 次

<b>第1章 計画策定にあたって</b>	1
1 計画策定の趣旨	3
2 計画の背景	4
3 定義	6
4 計画の位置づけ	6
5 計画の期間	7
<b>第2章 計画の基本的な考え方</b>	9
1 基本理念	11
2 基本目標	12
3 施策体系表	16
<b>第3章 施策の展開</b>	19
基本目標Ⅰ 暴力を許さない地域づくりの推進	21
基本目標Ⅱ 相談体制等の充実	29
基本目標Ⅲ 被害者の安全確保の徹底	36
基本目標Ⅳ 被害者の自立と生活再建の支援	42
基本目標Ⅴ 施策推進体制の整備	50
<b>第4章 計画推進にあたって</b>	57
1 推進体制	59
2 計画の進行管理	59
3 数値目標	60



# 第1章

計画策定に  
あたって



## 1

### 計画策定の趣旨

すべての市民が安全に安心して暮らしていくためには、暴力の無い社会の実現が必要です。

配偶者等からの暴力（いわゆるドメスティック・バイオレンス[以下、「DV」という。]）は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、いかなる理由があろうとも、暴力をふるうことは決して正当化されるものではなく、許されないものです。

DVは、親密な間柄（配偶者間、パートナー間、交際相手間）において行われる暴力であり、外部からその発見が困難な家庭内等において行われるため、実態が潜在化しやすく、加害者に罪の意識が乏しい傾向にあります。そのため、周囲も気づかないうちに暴力がエスカレートし、被害が深刻化しやすいほか、被害者は自分がDVを受けているという認識が薄く、周囲も「当事者間の問題」として積極的な介入をためらうことから、被害者が相談につながりにくいという側面があります。また、加害者から逃れた後も、心身に深い傷を負って将来の不安を抱えながら、知らない土地で親族や友人等と連絡すら取ることさえ出来ず、住居や就職先などの生活基盤を一から築いていかなければならないような厳しい状況に至ることも少なくありません。

被害者の多くが女性であり、その背景には、固定的な性別役割分担意識や経済力の格差等社会的・構造的な問題があるといわれています。市の実態調査によれば、女性の約3人に1人はDV被害経験があり、約18人に1人は生命の危険を感じているほか、暴力のある家庭に育つ子どもに及ぼす悪影響等、深刻かつ広範にわたる大きな問題であり、単なる当事者間の問題に留まらず、社会全体でその解消に取り組まなければならない重要な課題の一つです。

我が国においては、平成13年4月に配偶者からの暴力防止及び被害者の保護を図ることを目的とした「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が制定されました。その後、数次の法改正が行われ、DVの定義の拡大や市町村における施策の実施に関する基本的な計画の策定や配偶者暴力相談支援センター設置の努力義務が盛り込まれました。

さらに、平成25年6月の改正では、適用対象を拡大するため、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及び被害者へもこの法律を準用することとし、法律名が「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下、「DV防止法」という。）」に改めされました。

このような動向の中、本市では、平成23年3月に策定された「ちば男女共同参画基本計画新ハーモニープラン後期計画」の「基本目標1 男女平等と人権の尊重」の「施策の方向性1 配偶者等からの暴力の防止と被害への対応」に基づいて、本市のDV防止・支援体制の更なる推進を図るために、平成24年7月に「千葉市DV防止・支援基本計画」を策定し、DV防止・支援の計画を推進してきました。

DVを根絶するためには、更なる施策の推進が必要であり、本市においてもこれまで以上に、配偶者や交際相手等からの暴力の防止、被害者の保護と心身のケア、自立支援などの総合的なDV対策の充実を図るため、新たに「千葉市DV防止・被害者支援基本計画」を策定するものです。

### （1）国の動き

国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取り組みが進められてきました。しかし、配偶者からの暴力は、その発見が困難な家庭内で行われるため、潜在化しやすく、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われていないという世論の高まりの中、平成13年4月に配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止と被害者の保護を図ることを目的として「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が制定されました。

続いて、平成16年5月の法改正において、配偶者からの暴力の定義の拡大、保護命令制度の拡充、国の基本方針策定及び都道府県における基本計画策定の義務化等が行われ、さらに、平成19年7月には、保護命令の対象者の範囲拡大と加害者に対する禁止行為の拡大が図られた第2次改正が行われました。また、基本計画策定が市町村の努力義務となり、市民に最も身近な行政主体である市町村の果たす役割が重視されることとなりました。

その後、平成25年6月の法改正では、適用対象を拡大するため、生活の本拠を共にして交際をする関係にある相手からの暴力及びその被害者について、この法律を準用することとなりました。

### （2）千葉県の動き

千葉県では、平成18年3月に「千葉県DV防止・被害者支援基本計画」を策定し、続いて、DV防止法の改正に合わせて、平成21年3月には「千葉県DV防止・被害者支援基本計画（第2次）」を策定し、様々な事業に取り組んできました。

さらに、平成24年3月に「千葉県DV防止・被害者支援基本計画（第3次）」を策定し、相談・一時保護体制の維持強化を図りつつ、これまでの取り組みで明らかになった課題を克服するため、「若者を対象とした予防教育及び広報啓発の充実」「DV被害者の生活の安定に向けた支援の充実」「切れ目のない支援体制に向けた市町村との連携強化」の3点を重点的に取り組んでいく方向性が示されています。

### （3）千葉市の動き

千葉市では、平成24年7月に「千葉市DV防止・支援基本計画」を初めて策定し、「DVの根絶」を基本理念として、「暴力を許さない地域づくりの推進」「相談機能の強化」「被害者に対する切れ目のない支援の充実」「連携体制の整備」という4つの基本方針、9つの施策の方向を設定し、33の施策と具体的な48の取組みにより、DVの防止・支援を図ってきました。

主な成果としては、平成25年10月に、県内の市町村では3か所目となる「千葉市配偶者暴力相談支援センター」を開設し、DV防止と被害者支援の強化に取り組んだほか、若者への予防啓発を図るため、デートDVのリーフレットを作成し、市内大学等へ配布しました。

計画全体の進捗状況は、平成26年度末時点で、48の取組みのうち、概ね達成されたものが45（約94%）となっており、一定の進捗が図られているところです。

## 3

### 定義

本計画では、「DV防止法」に規定する「配偶者（事実婚・元配偶者も含む）からの暴力、または、生活の本拠を共にして交際をする関係にある相手からの暴力」に加え、「交際相手からの暴力（デートDV）」も対象として含めることとします。

また、この計画における「暴力」とは、殴ったり蹴ったりするなどの「身体的暴力」だけでなく、不適切な言動等により相手の心を傷つける「精神的暴力」、性的行為を強要する等の「性的暴力」、生活費を渡さない等の「経済的暴力」、実家や友人等との付き合いを制限する等の「社会的暴力」も含むものとします。

## 4

### 計画の位置づけ

本計画は、千葉市男女共同参画ハーモニーワークス条例第9条に規定する「ちば男女共同参画基本計画・第4次ハーモニープラン」の一部として位置付け、「基本目標Ⅱ 男女平等と人権の尊重」の「施策の方向性1 配偶者等からの暴力の防止と被害への対応」に基づき、DV防止・被害者支援体制の更なる推進のため、具体的な方針、取組みをまとめたものです。

また、DV防止法第2条の3第3項の規定に基づく市町村基本計画とします。

#### コラム① DVの種類

DVは、身体的暴力だけではありません。DVには様々な形態が存在します。

以下のような暴力の形態は単独で起きることもありますが、多くは何種類かの暴力が重なって起こっています。また、ある行為が複数の形態に該当する場合もあります。

- (1)身体的暴力:殴る、蹴る、髪を引っ張る、刃物や凶器を使う、物を投げる等
- (2)精神的暴力:大声でどなる、無視する、家族や友人ととの付き合いを制限する、人格を否定する、メールを細かくチェックする等
- (3)性的暴力:性行為を強要する、見たくないポルノビデオ等を見せる、避妊に協力しない、中絶を強要する等
- (4)経済的暴力:生活費を渡さない、働かせない、家計の管理を独占する、お金の使い道を細かくチェックする等
- (5)社会的暴力:行動を管理し外部との接触を制限する、会う人や話す人を管理する等

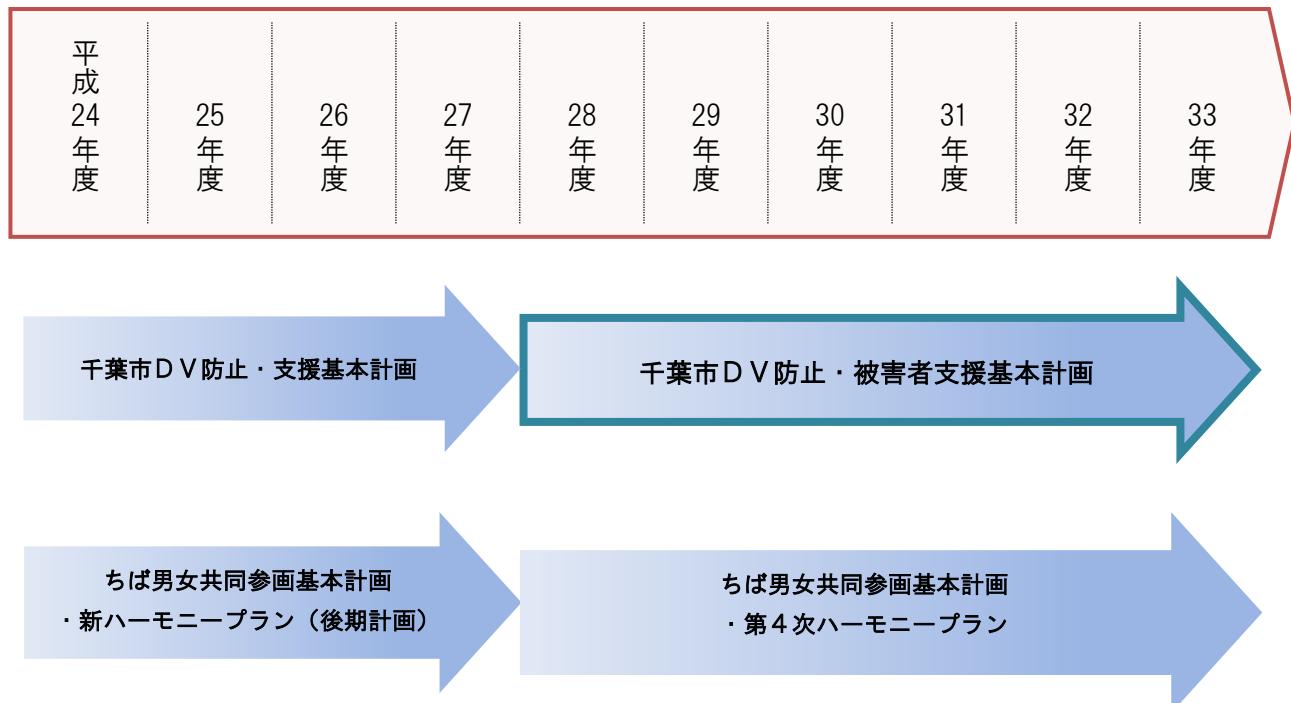
## 5

## 計画の期間

この計画は「ちば男女共同参画基本計画・第4次ハーモニープラン」の一部に相当するものであることから、計画期間を合わせ、平成28年度から平成33年度までの6年間とします。

また、6年後の計画見直しに際しては、「ちば男女共同参画基本計画・第4次ハーモニープラン」との一体的な見直しも含めて検討を行います。

なお、国の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」の見直し等により、新たな事項を計画に盛り組む必要が生じた場合には、必要に応じて見直すこととします。





## 第2章

### 計画の 基本的な考え方



### 1 基本理念

#### D V の 根 絶

D Vは、一方的な暴力によって他方を支配する行為であり、本来であれば、パートナーとして大切にされるはずの相手からうける暴力行為は、被害者的心身を深く傷つけ、時には生命に関わる事態にまで発展することがあり、時には自己肯定感を根底から奪い、生涯にわたって癒えない心的外傷となることもあります。また、暴力のある環境で育つ子どもは、同様に心身に深い傷を負い、暴力を学習することで、世代間の負の連鎖を生むことさえあり、当事者間の問題に留まらず、社会全体に影響を及ぼす大きな問題です。

D Vは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、いかなる理由があろうとも、暴力をふるうことは決して正当化されるものではなく、許されないものです。

本計画では、「D Vの根絶」を基本理念とし、一人ひとりが互いを尊重し、信頼しあえる関係のもと、全ての市民が、暴力の無い安心した生活を送れる社会を目指し、D Vの防止、被害者の保護と心身のケア、自立支援などの総合的なD V対策を行います。

「DVの根絶」を実現するため、次の5つの基本目標を設定します。

- I 暴力を許さない地域づくりの推進
- II 相談体制等の充実
- III 被害者の安全確保の徹底
- IV 被害者の自立と生活再建の支援
- V 施策推進体制の整備

### 基本目標 I 暴力を許さない地域づくりの推進

市の「配偶者等における暴力に関する調査」によると、DV防止法の認知度は9割以上と高いものの、その内容まで知っているのは2割半ばに留まっています。また、高校生のデートDVの認知度は約6割に留まり、内容まで知っているのは2割半ばとなっている等、DVが十分には認知されていない現状が課題としてあげられます。

また、暴力に対する認識については、「どんな理由があろうと、暴力に訴えることは許されないことで、被害者には落ち度はない」との回答が最も多いものの、約6割に留まり、一方で「暴力をふるわれる側（被害者）にも何か落ち度がある」との回答が3割近くを占め、依然として、暴力を容認する考え方方が根強く残っていることがうかがえます。

このような現状の中、子どもの頃から暴力を許さない早期予防教育として一人一人を大切にする人権教育や暴力防止への理解を広く市民に促すための普及啓発が必要です。

暴力は許さないという意識を社会全体に対して、周知・啓発を図り、いかなる暴力も許さない地域づくりを推進します。

## 基本目標Ⅱ 相談体制等の充実

「配偶者等における暴力に関する調査」の「配偶者等からの暴力について相談できる窓口の認知度」では、「知っている」が約4割に留まり、相談窓口の認知度が未だ低い状況です。

また、「被害者が安心して生活するために必要なこと」では、「被害者のための相談体制を充実させること」が最も多く、7割以上、「被害者のための相談機関の周知度を高める」についても5割以上の方々が要望している状況です。

このため、被害者を早期に、適切な支援に結びつけられられるよう、さらなる相談窓口の周知を図るとともに、様々なニーズに応じた相談に適切な対応ができるよう体制を充実する必要があります。

被害者が必要に応じて安全・適切に相談が受けられるよう、相談窓口の周知を強化するとともに、相談体制の充実に取り組みます。

## 基本目標Ⅲ 被害者の安全確保の徹底

DVから逃れてきた被害者やその子どもたちについて、生命・身体を危険から守り、安全を確保することは、最優先の課題です。本市では、千葉県や民間団体と連携し、一時保護支援を行い、被害者やその同伴家族の安全を確保しています。また、保護命令制度や住民票の交付制限等の情報提供や申し立ての支援を行い、避難後の安全確保にも努めています。

さらに、被害者の情報を聞きだし、被害者を連れ戻そうとする加害者も少なくないことから、被害者の個人情報の漏えいを防ぎ、情報管理を徹底する必要があります。

配偶者暴力相談支援センター等で相談した被害者が緊急避難する際に、安全かつ円滑に一時保護できる体制を確保するとともに、避難後の安全確保に留意し、様々な市民サービスの窓口等において、個人情報保護を徹底し、情報が漏えいすることのない体制を整備します。

## 基本目標Ⅳ 被害者の自立と生活再建の支援

DVから逃れ、自立しようとする被害者は、心身ともに傷つき、疲弊しながらも、新たに生活を再建するため、衣食住の確保や就労、子どもの就学・就園等、様々な手続き等を行う必要があることから、避難した後に、暴力被害からの回復を経て、その後の自立が図られるまで、被害者の負担と不安を軽減し、安定した生活が可能となるよう、きめ細やかな支援が必要です。

また、被害者やその子どもたちは、心身のダメージの大きさから、心身の不調が現れたり、不適応状態になったりすることがあり、適切なケアを行う必要があります。

被害者の負担軽減に配慮した相談手続き体制の整備を行うとともに、被害者の自立と生活再建の支援を行うほか、被害者等へのケアの充実に取り組みます。

## 基本目標V 施策推進体制の整備

本市では、要保護児童対策及びDV防止地域協議会をはじめとして、市、関係機関等が情報や支援方針等を共有し、DV防止と被害者支援の施策を進めていますが、被害者等の早期発見や適切な保護等を図るためには、関係機関等とのさらなる連携体制の強化が必要となっています。

また、相談や支援に携わる行政職員及び支援者は、それぞれの立場において、DVの特性を踏まえた適切な対応を行うことが常に求められており、業務に関する高い専門性が必要となっていることから、被害者支援を担う関係者的人材育成が必要となっています。

さらに、DV防止対策の施策を推進するには、DVを生み出す背景や原因、DVに関する実態を調査分析し、DVの防止や被害者支援、加害者対策に係る情報収集が必要です。

本市のDV防止対策を有機的に推進するため、関係機関等との連携体制の強化や被害者支援を担う人材の育成及び効果的な施策検討を行うための研究に取り組みます。

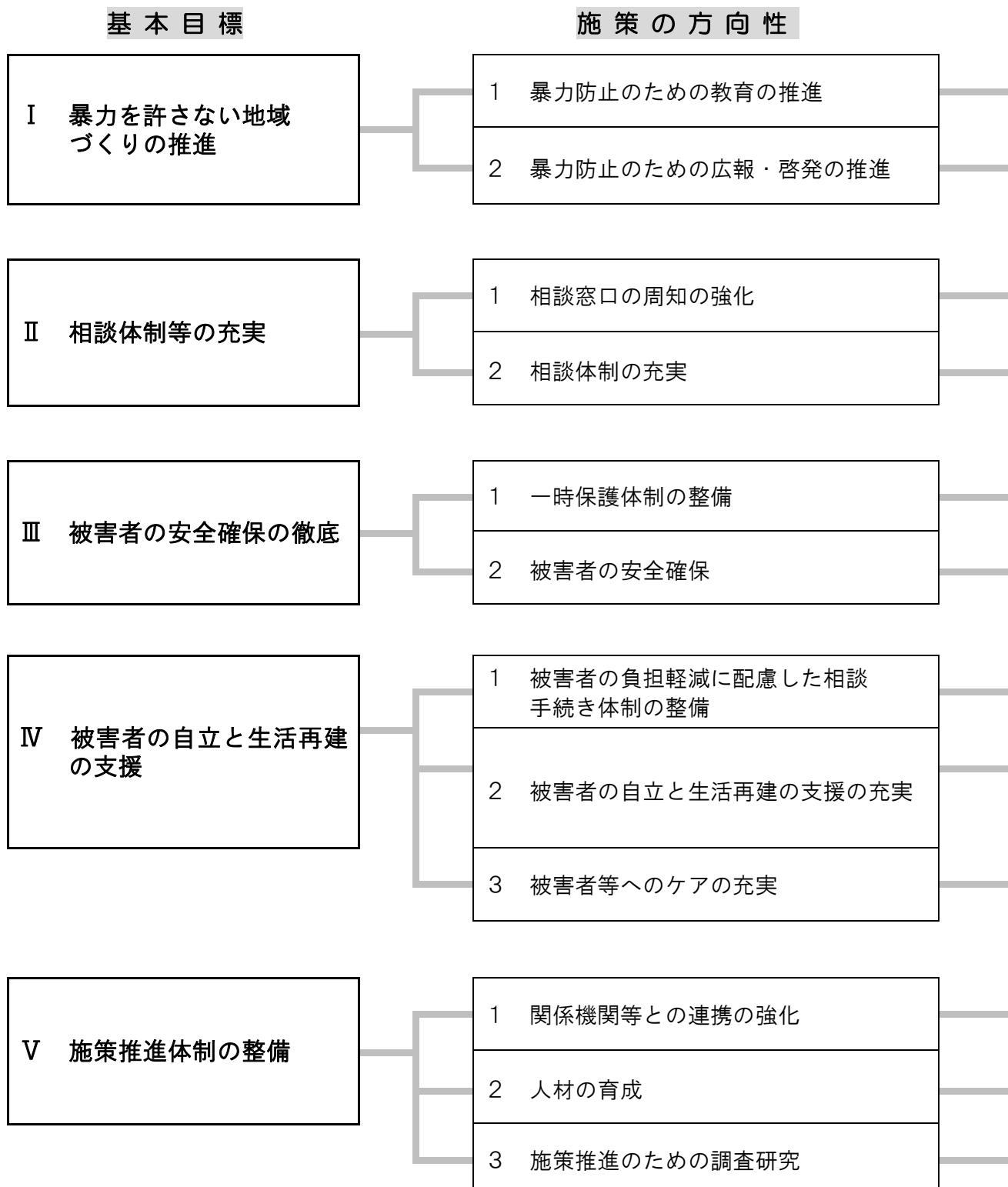
### コラム② 千葉市配偶者暴力相談支援センター

平成25年10月から千葉市配偶者暴力相談支援センターを開設しました。配偶者暴力相談支援センターの業務は以下のとおりです。

- (1)配偶者等からの暴力の相談
- (2)問題解決に向けた情報提供や制度利用の調整
- (3)緊急時の被害者及び家族の安全確保に関する相談
- (4)保護命令申し立てに関する相談

相談専用電話:043-245-5110(月～金(祝日・年末年始を除く)午前9時～午後4時)





## 各 施 策

(1)幼少期からの暴力を防止するための人権教育の推進 (2)若者に向けたデートDV予防教育の推進

(3)DV・暴力に関する正しい理解の普及促進 (4)暴力を根絶するための地域・社会に対する広報・啓発活動の推進 (5)関係者等による暴力防止のための啓発・支援、早期発見と相談窓口等の情報提供の推進

(6)相談窓口等、被害者支援制度の周知の推進 【再掲】(5)関係者等による暴力防止のための啓発・支援、早期発見と相談窓口等の情報提供の推進

(7)専門相談員による相談・支援の充実 (8)専門職による相談・助言機能の充実 (9)専門相談員の資質向上 (10)被害者の状況に応じた相談体制の充実

(11)関係機関等との連携による一時保護体制の整備 (12)民間シェルターへの支援 (13)広域的な対応の整備

(14)被害者の安全を守るための制度の利用支援の充実 (15)情報管理と安全確保の徹底 (16)危機管理体制の充実

(17)二次的被害の防止体制の整備 (18)行政機関等で行う諸手続きの支援体制の整備

【再掲】(7)専門相談員による相談・支援の充実 【再掲】(8)専門職による相談・助言機能の充実 (19)被害相談証明書の発行等 (20)同行支援の充実 (21)経済的な支援 (22)就労の支援 (23)住居の確保に向けた支援 (24)各種支援制度の情報提供・活用の支援 (25)自立支援講座の実施 (26)母子生活支援施設への措置等 (27)ステップハウスの利用支援

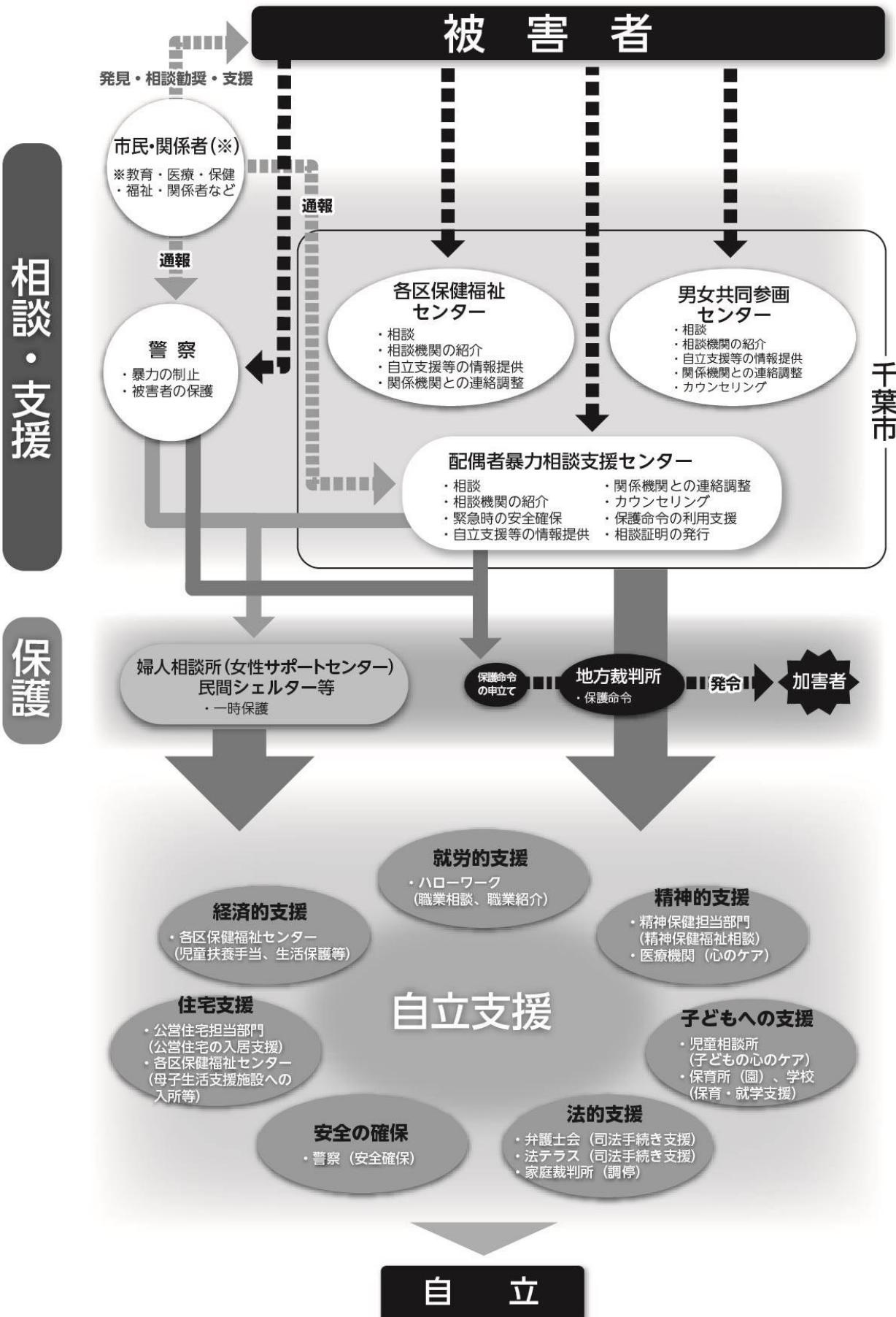
【再掲】(8)専門職による相談・助言機能の充実 (28)被害者の心身の回復支援の充実 (29)DVのある環境で育った子どもへのケアの充実

(30)要保護児童対策及びDV防止地域協議会の運営 (31)関係機関等との情報交換・連携強化 (32)民間団体との連携強化

(33)被害者を支援する人材育成の推進 【再掲】(9)専門相談員の資質向上

(34)被害者支援及び加害者対策のあり方についての調査研究

## 被害者支援の体系図



### 第3章

## 施策の展開



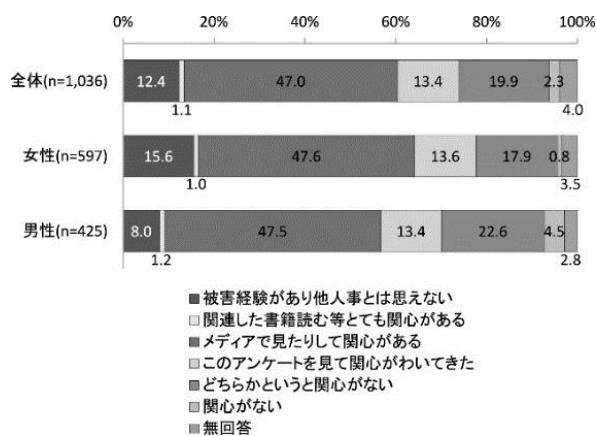
## 基本目標 I 暴力を許さない地域づくりの推進

### 現状

#### 1 DV問題への関心

『関心がある、他人事とは思えない』人の割合は約6割となっている一方、「どちらかというと関心がない」と「関心がない」を合わせた『関心がない』は約2割となっています。性別にみると、『関心がある』は女性が64.2%、男性が56.7%と、女性の方が男性よりもやや高くなっています。(図表1-1)

■図表1-1 DV問題への関心(性別)



資料／千葉市男女共同参画センター「配偶者等における暴力に関する調査」(平成26年度)より

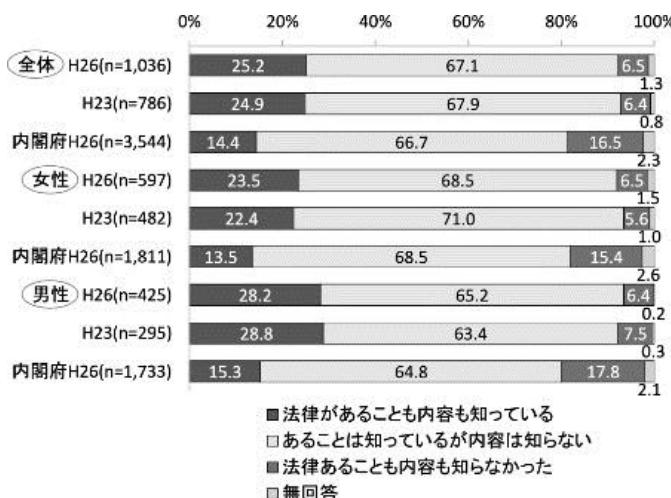
#### 2 DVの認知度

##### (1) DVの認知度

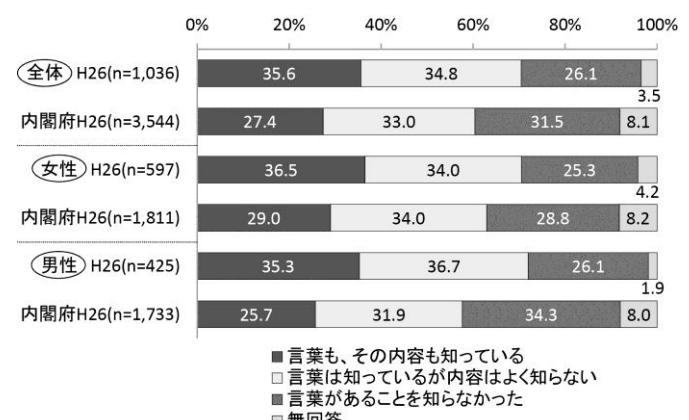
法律があることを知っている人の割合は9割以上となっており、内閣府調査(H26)と比べて高い状況ですが、その内容も知っている人の割合は25.2%と、約4人に1人となっています。(図表1-2)

また、デートDVについては、言葉があることを知っている人の割合は約7割となっている一方、内容も知っている人の割合は35.6%と、約3人に1人となっています。(図表1-3)

■図表1-2 DV防止法の認知度（性別）



■図表1-3 デートDVの認知度（性別）

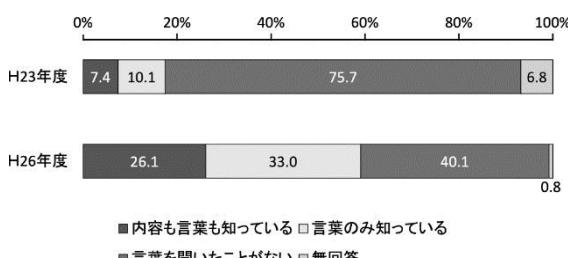


資料／千葉市男女共同参画センター「配偶者等における暴力に関する調査」（平成26年度）より

## （2）高校生のデートDVの認知度

「言葉を知っている」割合は3年前と比較すると大幅に増加しているものの、約6割に留まり、その内容も知っている人の割合は、約3割となっています。（図表1-4）

■図表1-4 高校生のデートDVの認知度



資料／千葉市「交際相手からの暴力（デートDV）についての意識実態アンケート調査」（平成26年度）より

### コラム③ デートDV

「DV」は、配偶者や元配偶者、同棲相手の間で起こる暴力のことを指すのに対し、「デートDV」は、交際相手の間で起こる暴力のことを指します。どちらも親密な間柄で起こる暴力です。デートDVは、束縛したり、携帯やメールを使い行動を監視したり、自分の好みを押し付けたり、さまざまな形の暴力によって相手をコントロールしようとします。

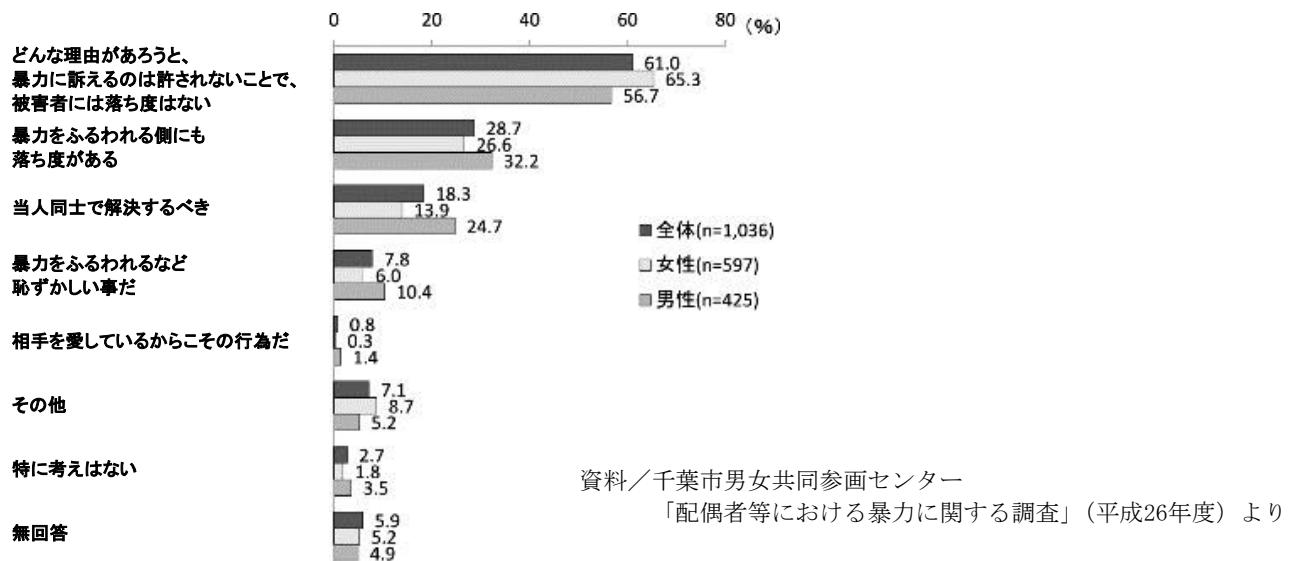
### 3 暴力に対する意識

#### (1) DVに対する自分の考え方

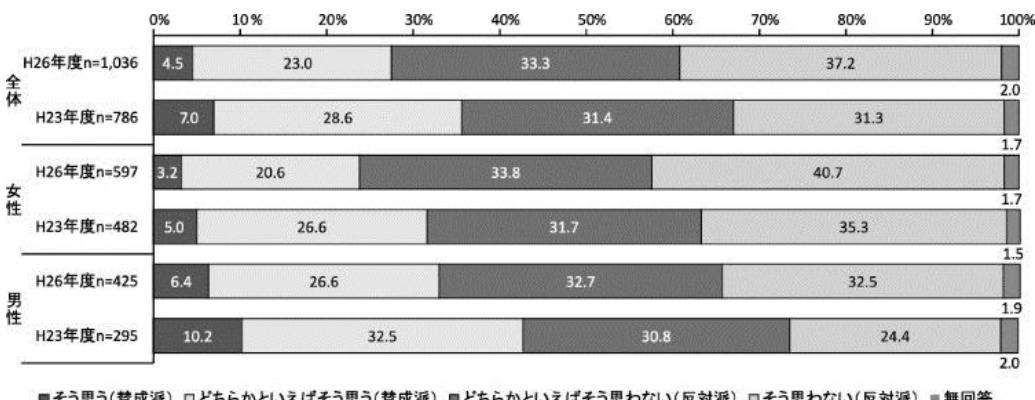
「どんな理由があろうと、暴力に訴えるのは許されないことで、被害者には落ち度はない」が約6割となってますが、「暴力をふるわれる側（被害者）にも、何か落ち度がある」が約3割、また、「基本的には、夫婦・パートナー・恋人同士の間の問題で、当人同士で解決するべき」が約2割となっています。（図表1-5）

また、DVではないものの、子どもへの暴力に対する意識については、「子どものしつけのためであれば、たたいたり、ぶったりしても良い」に賛成する割合が約3割となっています。（図表1-6）

■図表1-5 DVに対する自分の考え方（性別）



■図表1-6 子どものしつけのためであれば、たたいたり、ぶったりしてもよい

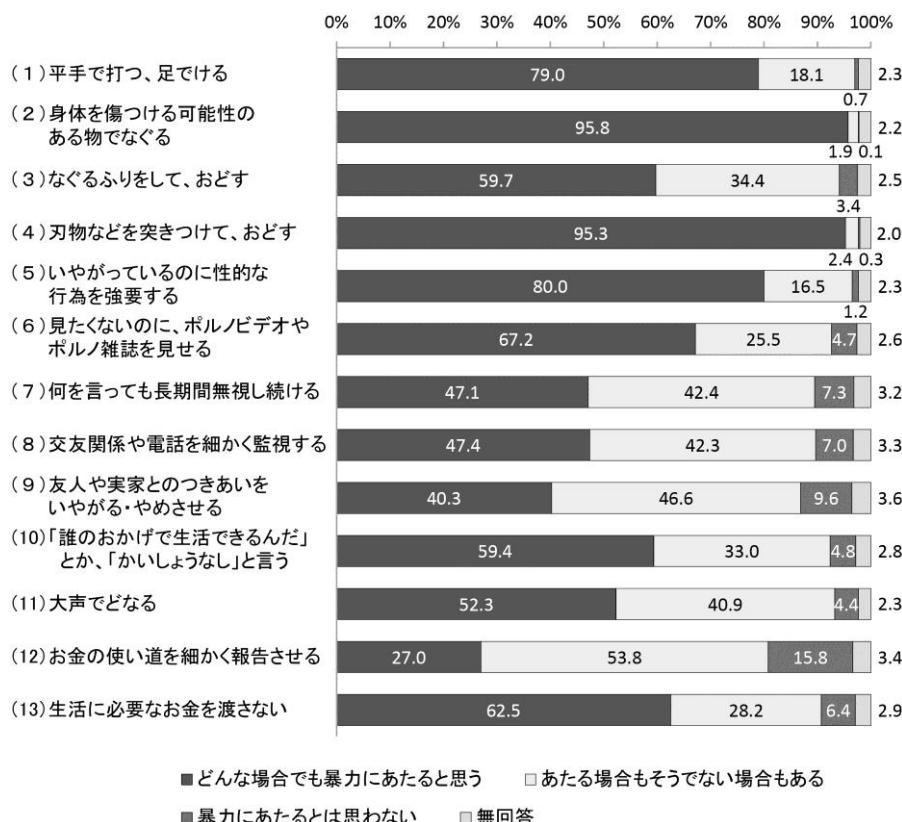


資料／千葉市男女共同参画センター「配偶者等における暴力に関する調査」（平成26年度）より

## (2) 暴力に関する意識

身体的な暴力にあたる「平手で打つ、足でける」については、「暴力にあたる場合も、そうでない場合もあると思う」と回答している人が約2割いるほか、「長期間の無視」や「交友関係や電話の監視」「友人・実家とのつきあいをいやがる・やめさせる」「お金の使い道を細かく報告させる」等の心理的・経済的な暴力に関しては、身体的な暴力と比べ、暴力と認識されない場合が高くなっています。(図表1-7)

■図表1-7 暴力に関する意識

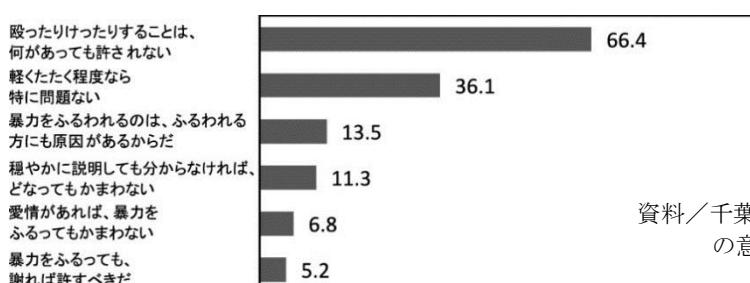


資料／千葉市男女共同参画センター  
 「配偶者等における暴力に関する調査」(平成26年度) より

## (3) 高校生の暴力に関する意識

「殴ったりけったりすることは何があっても許されない」と回答した人が一番多く、6割を超えているものの、「軽くたたく程度なら特に問題ない」が36.1%、約3人に1人いるほか、「愛情があれば、暴力をふるってもかまわない」が、6.8%、約15人に1人となっています。(図表1-8)

■図表1-8 高校生の暴力に関する意識



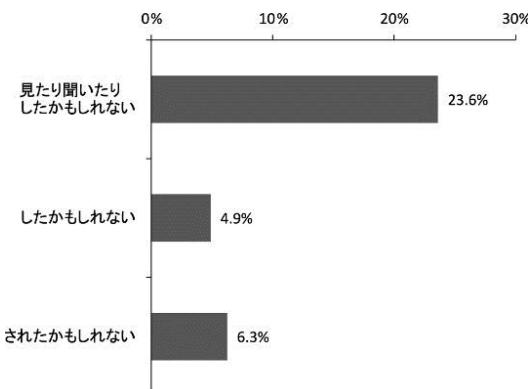
資料／千葉市「交際相手からの暴力(デートDV)についての意識実態アンケート調査」(平成26年度) より

#### (4) 高校生の暴力の被害経験

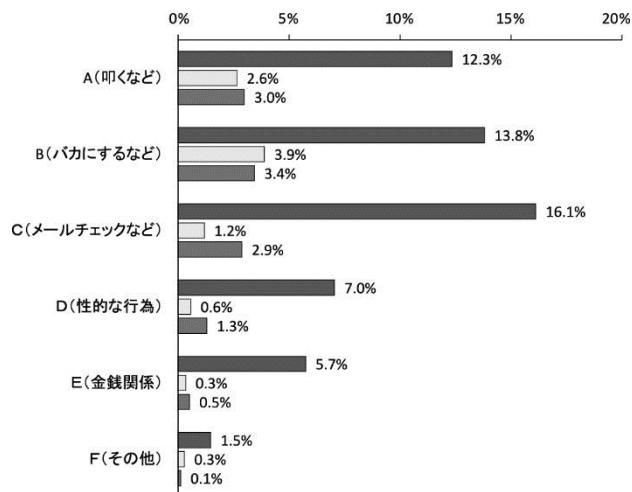
「されたかもしれない」の回答が6.3%、約16人に1人となっています。(図表1-9)

また、「見たり聞いたりしたかもしれない」という項目で多いものとしては、「メールチェックなど」「バカにする」「叩くなど」で、1割を超えていいます。(図表1-10)

■図表1-9 高校生の暴力の被害経験



■図表1-10 暴力の経験・項目



資料／千葉市「交際相手からの暴力（デートDV）についての意識実態アンケート調査」（平成26年度）より

#### コラム④ しつけと体罰について

厚生労働省の「子ども虐待対応の手引き」では、「叩く」ことも身体的虐待に該当するものとしており、また、体罰は子どもにとって効果がないばかりか、悪影響をもたらす不適切な行為であるとしています。

子どものしつけはとても大切ですが、しつけの方法として体罰を用いることについては、体罰が痛みと恐怖感で子どもの行動をコントロールする面があることから、次のような問題が考えられます。

- (1)何よりも大切な親子の信頼関係を壊してしまう危険性があること。
- (2)恐怖に怯える子どもは、「なぜ、それがいけないのか」の道理がわからず、また、その場しのぎのウソを重ねる危険性があること。
- (3)「子どものため」や、「冷静に」と思っていても、大人の怒りの感情の暴発やはけ口となり、コントロールが利かなくなる危険性があること。
- (4)体罰を与える大人も、体罰を受ける子どもも、徐々に体罰に慣れ、往々にして体罰がエスカレートする危険性があること。
- (5)結果、時に、取り返しのつかない事故を引き起こす危険性があること。
- (6)正しければ暴力を振るっても良いという考え方を子どもが模倣し、友人との関係や自らが大人となった時に、パートナーや子どもとの関係の中で暴力を振るう等、暴力の連鎖が起こる危険性があること。

■ 「DVに対する自分の考え方」では、「どんな理由があろうと、暴力に訴えるのは許されないことで、被害者には落ち度はない」が約6割に留まり、「暴力をふるわれる側（被害者）にも、何か落ち度がある」と回答した者が約3割、「当人同士で解決すべき」と回答した者が約2割と、暴力を容認する考え方やDVは「個人的な問題」との認識が依然として残っています。

また、DV問題に「関心がない」と回答した者が約2割、また、DV防止法の内容を知っていると回答した者が約4人に1人、デートDVの内容を知っていると回答した者が約3人に1人と未だ社会全体で、この問題を共有しているとは言い難い状況です。

さらに、暴力に関する意識についても、心理的・経済的な暴力に関しては、身体的な暴力と比べて、暴力と認識されない割合が高くなっています。

**「DVは重大な人権侵害であり、いかなる理由があろうとも暴力をふるうことは決して許されない。」という意識を社会全体で共有するため、DV・暴力に関する正しい理解を普及促進するとともに、暴力を根絶するための地域・社会に対する広報・啓発活動が必要です。**

■ 「子どものしつけのためであれば、たたいたり、ぶつたりしても良い」と回答した者が約3割となっており、しつけの名のもと、理由があれば、家庭内で教育的に暴力をふるうことが許されるという考えが依然として残っています。

暴力をふるわれた子どもたちは、自らが正しいと思う理由があれば暴力をふるっても良い、あるいは、愛する相手のためを思ってふるう正しい暴力がある、といった、誤った認識を学習する危険があります。

**児童虐待など、あらゆる暴力を許さない認識を社会全体で共有するとともに、他者を尊重し、暴力を防止するための人権教育を幼少期から推進することが必要です。**

■ 高校生に対する調査において、交際相手から暴力を「されたかもしれない」と回答した者は約16人に1人となっています。

また、「デートDVの内容まで知っている」と回答した者が約3割、また、「愛情があれば暴力をふるって構わない」と回答した者が約15人に1人と、デートDVの認識が高いとは言い難い状況であり、また、デートDVにつながりかねない、暴力に関する誤った意識が見受けられます。

**若者に向けたデートDVの予防教育を推進することが必要です。**

このような課題から、「暴力を許さない地域づくりの推進」に向け、次の2つの施策の方向性を設定し、施策を推進します。

- 1 暴力防止のための教育の推進
- 2 暴力防止のための広報・啓発の推進

## 〈具体的施策〉

施策名	取組内容
(1)幼少期からの暴力を防止するための人権教育の推進	■保育所(園)、幼稚園、認定こども園、学校において、心身の発達段階に応じ、幼少期から、他者を尊重し、暴力を防止するための人権教育を推進します。
(2)若者に向けたデートDV予防教育の推進	■関係機関等と連携し、デートDV予防プログラムの活用等、若者(中・高・大学生)を対象とした「デートDV」の予防教育を推進します。

## 〈具体的施策〉

施策名	取組内容
(3)DV・暴力に関する正しい理解の普及促進	<p>■DV相談カードやリーフレット、ホームページ等の広報媒体や市民向け講座等により、何がDV・暴力にあたるか、また、理由に関わらず、DV・暴力は許されるものではないことについて、広報・啓発を行います。</p> <p>■妊娠中の女性及びパートナー等へ広報媒体を活用し、DV・暴力に関する正しい理解の普及啓発を行います。</p>
(4)暴力を根絶するための地域・社会に対する広報・啓発活動の推進	<p>■「女性に対する暴力をなくす運動」やDV防止のための「パープルリボンキャンペーン」を児童虐待防止のための「オレンジリボンキャンペーン」と併せて実施します。</p>
(5)関係者等による暴力防止のための啓発・支援、早期発見と相談窓口等の情報提供の推進	<p>■福祉・医療・教育の関係者や民生委員・児童委員等、様々な分野の支援者を対象に研修等を実施し、支援活動において、暴力防止のための啓発や支援、被害者の早期発見や相談の勧奨等、被害の未然防止や被害者支援につながる取組を推進します。</p> <p>■乳幼児健診や乳幼児の家庭訪問等、母子を支援する機会が多い保健師、助産師、看護師等にDVに対する専門的知識を深めるための研修を実施し、日頃の支援において、被害の未然防止や被害者支援につながる取組を推進します。</p>

## コラム⑤ オレンジリボン・パープルリボンキャンペーン

千葉市では、11月1日～30日の「児童虐待防止推進月間」、11月12日～25日までの「女性に対する暴力を無くす運動」に合わせて、児童虐待防止のシンボルであるオレンジリボン、女性に対する暴力根絶のシンボルであるパープルリボンを用いて、児童虐待の防止及び女性に対する暴力根絶のための様々な啓発活動を行っています。この啓発活動により「暴力のない社会」の実現を目指しています。

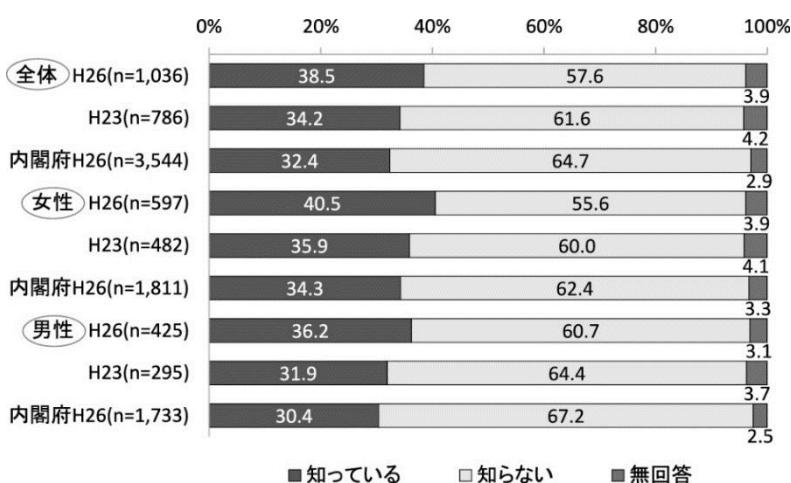
# 基本目標 II 相談体制等の充実

## 現状

### 1 配偶者等からの暴力について相談できる窓口の認知度

「知っている」が約4割、「知らない」が約6割となっています。内閣府調査と比べると、「知っている」は千葉市の方が6.1ポイント多くなっています。また、平成23年調査と比較すると、「知っている」が4.3ポイント増加しています。(図表2-1)

■図表2-1 配偶者等からの暴力について相談できる窓口の認知度(性別)

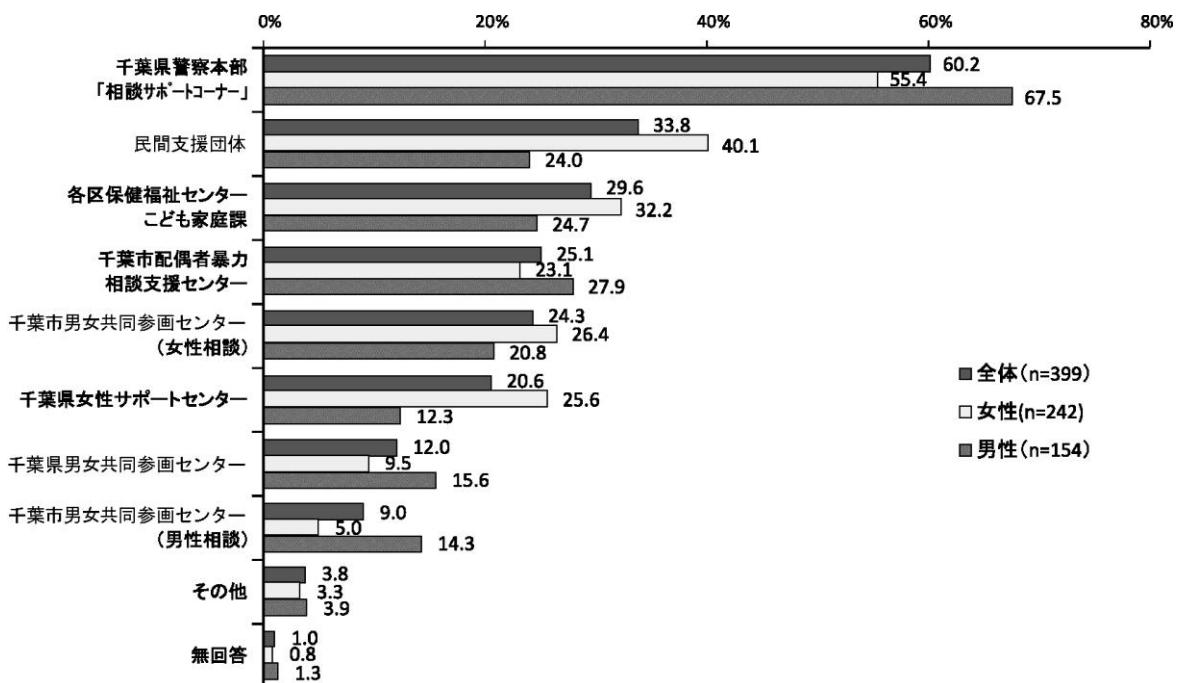


資料／千葉市男女共同参画センター「配偶者等における暴力に関する調査」(平成26年度) より

### 2 配偶者等からの暴力について知っている相談窓口

相談できる窓口を「知っている」と回答した者が挙げた具体的な窓口としては、「千葉県警察本部『相談サポートコーナー』」が約6割と最も多くなっています。次いで「民間支援団体(シェルター、カウンセリング等)」、「各区保健福祉センター こども家庭課」と続き、約3割となっています。性別にみると、「千葉県警察本部『相談サポートコーナー』」は男性が女性よりも12.1ポイント高くなっています、「民間支援団体(シェルター、カウンセリング等)」は女性が男性よりも16.1ポイント高くなっています。(図表2-2)

■図表2－2 配偶者等からの暴力について知っている相談窓口（性別）

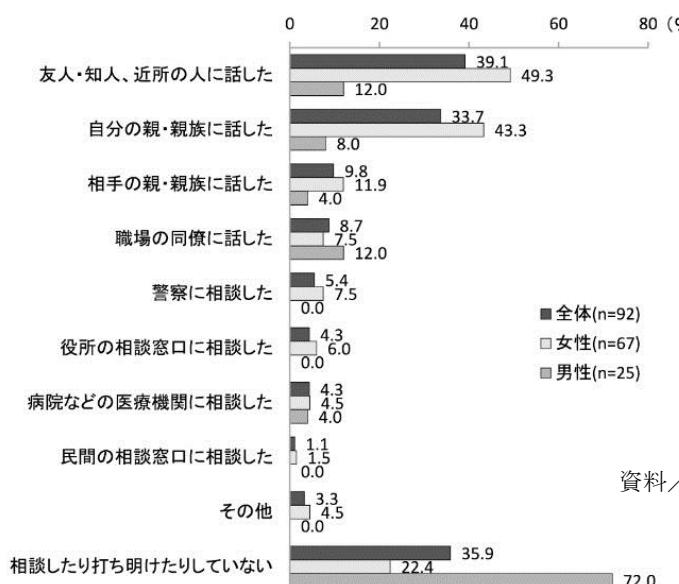


資料／千葉市男女共同参画センター「配偶者等における暴力に関する調査」（平成26年度）より

### 3 最近5年間に受けた暴力についての相談先

「誰にも相談したり、打ち明けたりしていない」は約4割となっており、相談した人についても、「友人・知人、近所の人」が約4割、次いで「自分の親・親族」が約3割の順となっています。それ以外の相談先はすべて1割未満となっており、警察や役所の窓口への相談はそれぞれ、5.4%、4.3%、3.3%となっています。（図表2－3）

■図表2－3 最近5年間に受けた暴力についての相談先（性別）

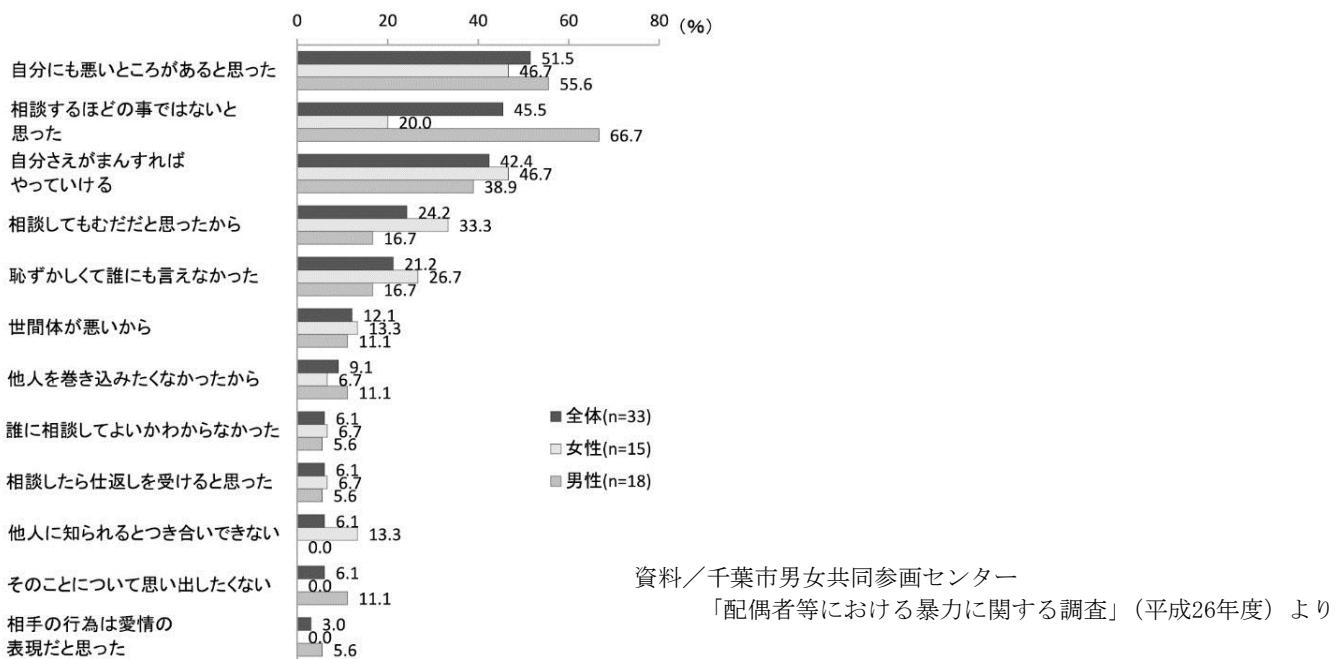


資料／千葉市男女共同参画センター  
「配偶者等における暴力に関する調査」（平成26年度）より

## 4 相談しなかった理由

「自分にも悪いところがあると思ったから」が最も多く、約5割となっています。次いで、「相談するほどのことではないと思ったから」、「自分さえがまんすれば、なんとかこのままやっていけると思ったから」と続き、それぞれ4割以上となっています。(図表2-4)

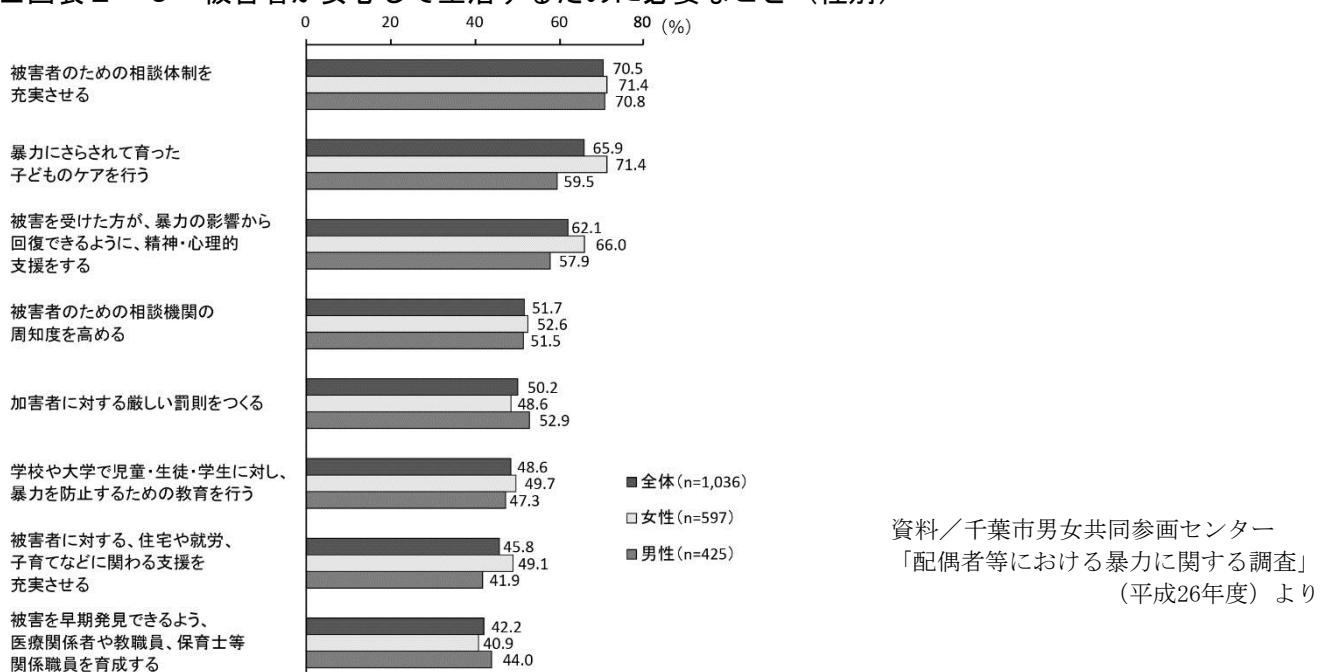
■図表2-4 相談しなかった理由（性別）



## 5 被害者が安心して生活するために必要なこと

「被害者のための相談体制を充実させる」が約7割で最も多く、次いで「暴力にさらされて育った子どものケアを行う」、「被害を受けた方が、暴力の影響から回復できるように、精神・心理的支援をする」、「被害者のための相談機関の周知度を高める」、「加害者に対する厳しい罰則をつくる」と続き、それぞれ5割以上となっています。(図表2-5)

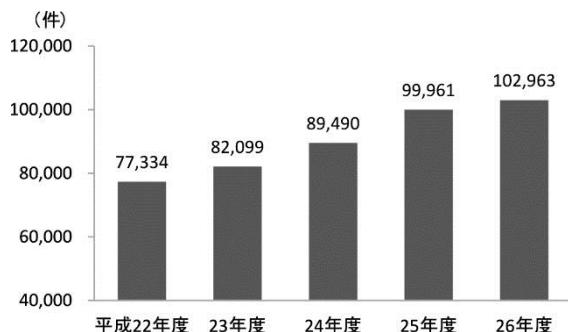
■図表2-5 被害者が安心して生活するために必要なこと（性別）



## 6 全国の相談件数

内閣府によると、DV防止法に基づき、配偶者暴力相談支援センター等が受けるDVに関する相談件数は、毎年増加しており、平成26年度は約10万3千件となっています。(図表2-6)

■図表2-6 全国の相談件数

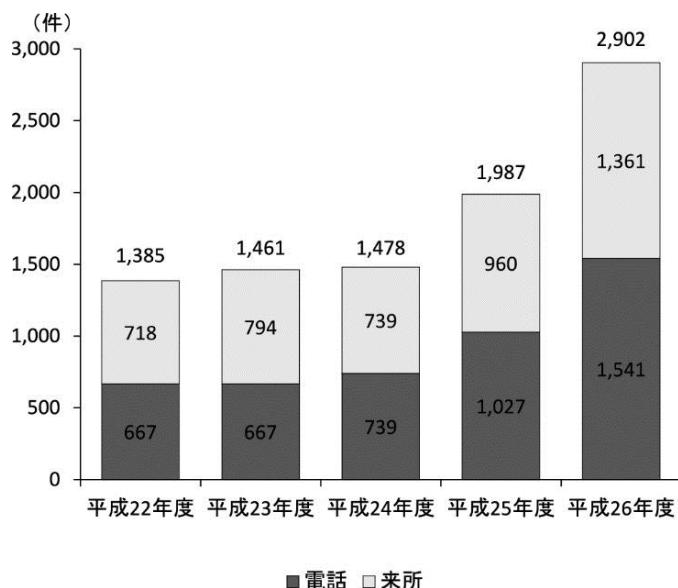


資料／内閣府「配偶者からの暴力に関するデータ」より

## 7 千葉市の相談件数

毎年増加しており、特に、平成25年10月に千葉市配偶者暴力相談支援センターを開設したことから、平成26年度には合計2,902件と、センター開設前の2年前と比較すると、約2倍となっています。(図表2-7)

■図表2-7 千葉市の相談件数



資料／千葉市統計

■ 市のDV相談件数は、配偶者暴力相談支援センターの設置に伴い、大幅に増加していますが、女性の約3人に1人にDV被害経験がある現状を踏まえると、相談窓口につながっていない多くの潜在的な被害者が想定されます。

また、DVの相談窓口の認知度は4割程度に留まり、被害の相談先についても、友人・知人、親・親族等、身近な人が中心となり、警察や役所の公的機関への相談は5%以下となっています。

**潜在的な被害者を救済するためには、DV・暴力についての正しい理解の普及促進とともに、被害者本人はもとより、被害者の身近な立場にいる方が相談を受け、助言する可能性を踏まえ、広く社会全体に対し、様々な媒体を活用し、相談窓口等の被害者支援制度の周知を推進することが必要です。**

■ 被害経験者のうち、約4割がどこにも相談をしておらず、その理由として、「自分にも悪いところがあると思った」「相談するほどの事ではないと思った」「自分さえがまんすればやっていける」等としています。DVの被害にあっている当事者は、自分自身がDVをされているという自覚に乏しいうえ、相談窓口がどこにあるか分からず、相談につながりにくい面があることから、周囲からの一步進んだ声かけが求められています。

**そのため、被害者に直接関わる可能性の高い保健・医療・福祉の関係者や民生委員・児童委員等、地域の方々に被害者の状況やDV・暴力について理解してもらい、被害者を早期に発見するとともに、通報や被害者に対する相談窓口等の情報提供・相談の勧奨等、被害者の救済につながる取組の推進が必要です。**

■ 被害者の相談窓口として、本市では、配偶者暴力相談支援センターや男女共同参画センター等が設置され、専門相談員が配置されています。

心身に深い傷を負い、これまでの生活を全て捨てて助けを求めることがある被害者に対し、相談窓口では、その訴えに耳を傾け、被害者の抱える問題を適切に理解するとともに、被害者の意向を尊重して自己決定ができるよう、問題解決に向けた適切な助言を行う必要があります。

また、被害者が安心して生活するために必要なことでは、7割の方が「被害者のための相談体制を充実させること」を望んでいました。そのため、専門相談員の職業倫理や専門的知識、援助技術等を高めるための資質向上の取組や弁護士・心理士等による専門職による助言機能の充実等、相談窓口としての専門性を高めることができます。

■ 被害者の相談支援にあたっては、国籍の違い、高齢者や障害者、男性であること等によって支援を受けにくいということにならないよう、被害者の状況に応じた相談窓口の整備と相談窓口等の被害者支援制度の周知が必要です。

このような課題から、「相談体制等の充実」に向け、次の2つの施策の方向性を設定し、施策を推進します。

- 1 相談窓口の周知の強化
- 2 相談体制の充実

## 〈具体的施策〉

施策名	取組内容
(6)相談窓口等、被害者支援制度の周知の推進	<p>■DV相談カードやリーフレット、ホームページ等を活用し、相談窓口等、被害者の支援制度を広く市民に周知し、被害者を相談につなげます。</p> <p>■周知にあたっては、様々な国籍の方や高齢者、障害者、男性等、被害者のニーズに応じて配慮します。</p>
【再掲】 (5)関係者等による暴力防止のための啓発・支援、早期発見と相談窓口等の情報提供の推進	<p>【再掲】</p> <p>■福祉・医療・教育の関係者や民生委員・児童委員等、様々な分野の支援者を対象に研修等を実施し、支援活動において、暴力防止のための啓発や支援、被害者の早期発見や相談の勧奨等、被害の未然防止や被害者支援につながる取組を推進します。</p> <p>【再掲】</p> <p>■乳幼児健診や乳幼児の家庭訪問等、母子を支援する機会が多い保健師、助産師、看護師等にDVに対する専門的知識を深めるための研修を実施し、日頃の支援において、被害の未然防止や被害者支援につながる取組を推進します。</p>

## 〈具体的施策〉

施策名	取組内容
(7)専門相談員による相談・支援の充実	■配偶者暴力相談支援センターや男女共同参画センター等の相談窓口において、専門相談員が、被害者の意向を尊重し、自己決定ができるよう、必要な情報の提供等の支援を行います。
(8)専門職による相談・助言機能の充実	■配偶者暴力相談支援センターや男女共同参画センター等において、弁護士による法律相談や精神科医・心理士による相談等、専門相談・助言機能(巡回相談含む)を充実します。
(9)専門相談員の資質向上	■各種研修や事例検討、スーパーバイズ、外部研修等により、相談員の職業倫理や専門的知識、援助技術を高め、適切な被害者支援を行います。
(10)被害者の状況に応じた相談体制の充実	<p>■様々な国籍の方から相談を受ける際、生活習慣や文化の違いに配慮するとともに、通訳を介して相談ができるように関係機関等と連携を図ります。</p> <p>■高齢者虐待や障害者虐待の可能性も視野に、高齢者・障害者関係機関等と連携を図ります。</p> <p>■男性の様々な悩みや不安について、男性の専門相談員による電話相談を行います。</p>

# 基本目標 III 被害者の安全確保の徹底

## 現 状

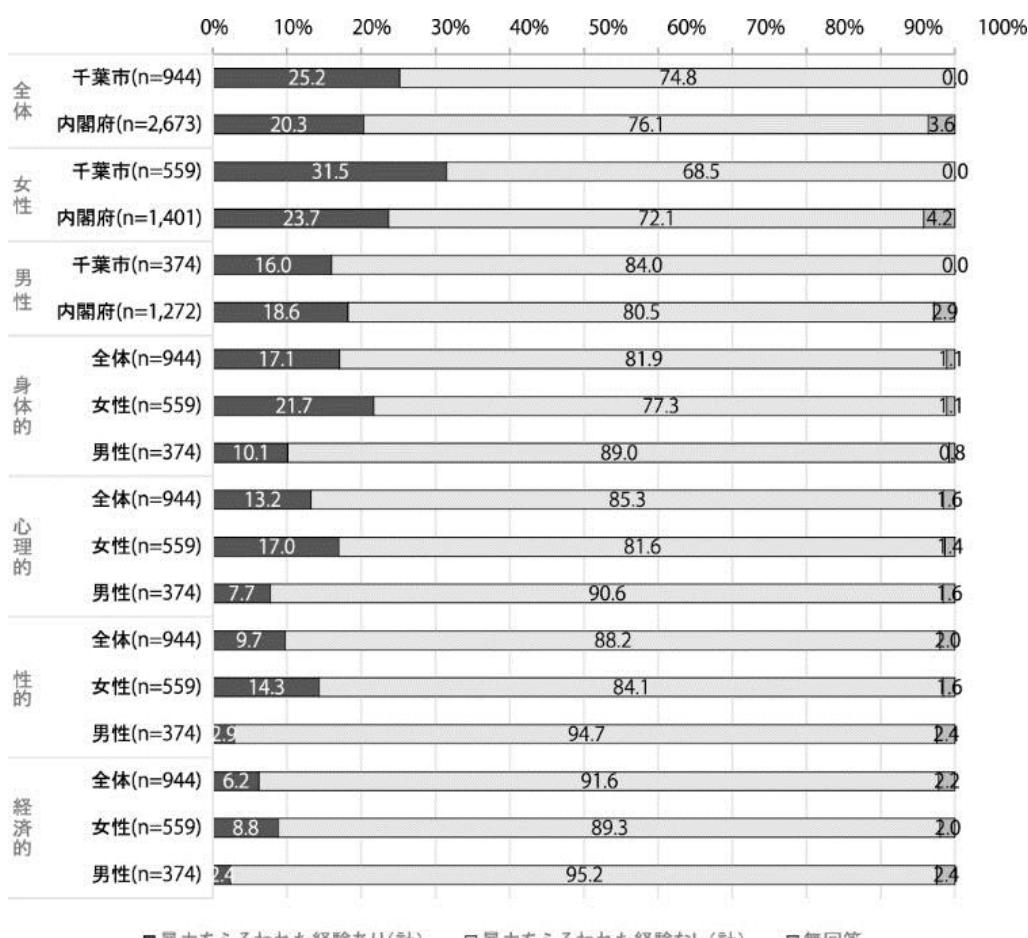
### 1 暴力の被害経験

D Vの被害経験者（配偶者（事実婚や別居中の夫婦、元配偶者も含む）から身体的暴行、心理的攻撃、経済的圧迫、性的強要のいずれかを1つでも受けたことがあるという人）は、女性の31.5%で約3人に1人、男性の16.0%で約6人に1人、全体では25.2%で約4人に1人となっています。

内閣府調査と比べ、女性が+7.8ポイント、男性が▲2.6ポイント、全体では+4.9ポイントとなっており、千葉市においては、女性の被害経験者が多い現状となっています。

さらに、身体に対する暴行を受けた経験者をみると、女性の21.7%と、約5人に1人は何らかの身体的暴力を受けたことがあるとしています。（図表3-1）

■図表3-1 暴力の被害経験（性別）



資料／千葉市男女共同参画センター「配偶者等における暴力に関する調査」（平成26年度）  
内閣府「男女間における暴力に関する調査」（平成26年度）より

## 2 命の危険を感じた被害経験

D V被害経験者のうち、「命の危険を感じたことがある」割合は女性の17.6%で約6人に1人となっており、約3人に1人が、被害の経験がある状況と併せると、約18人に1人は、命の危険を感じるようなD V被害経験があるとされています。

同様に、男性の1%、約100人に1人、男女合わせた全体では、3.7%、約27人に1人が、命の危険を感じるようなD V被害経験があるとされています。

(図表3-2)

■図表3-2 命の危険を感じた被害経験（性別）

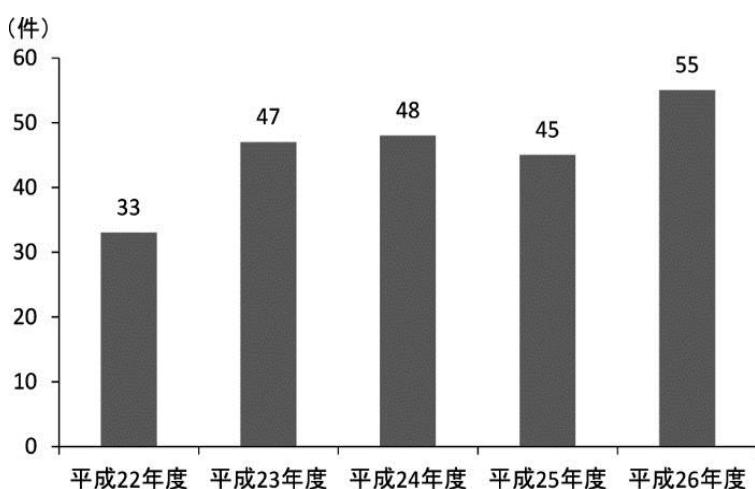


## 3 一時保護・保護命令の実績

### （1）一時保護件数の推移

千葉市が関わった被害者の一時保護件数は55件と、ここ数年の横這い状態からやや多くなり、50件を超えていました。（図表3-3）

■図表3-3 一時保護件数の推移

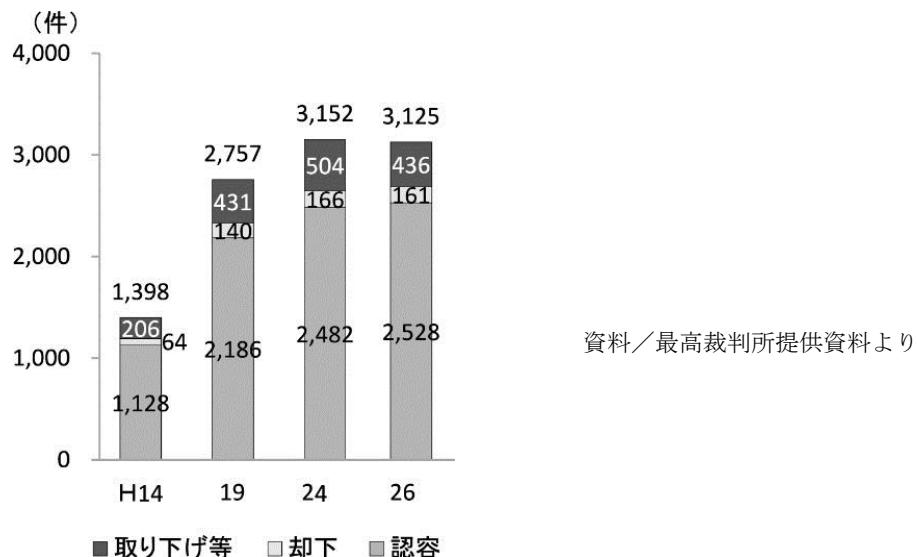


資料／千葉市統計

## (2) 保護命令（コラム⑥）の既済件数

最高裁判所によると、DV防止法に基づく全国の保護命令事件の既済件数は、平成26年で3,125件となっており、法施行後、平成14年の1,398件の2倍以上となっています。（図表3-4）

■図表3-4 配偶者暴力防止法に基づく保護命令事件の既済件数



### コラム⑥ 保護命令

加害者による更なる暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれがある場合は、地方裁判所に申し立てると、加害者に対し、保護命令が出されます。

保護命令には、以下の種類があります。

保護命令の種類	保護命令の期間	内容
被害者への接近禁止命令	6か月	加害者が被害者の身辺につきまとったり、被害者の住居、勤務先等の付近をはいかいすることを禁止
被害者の子又は親族などへの接近禁止命令	6か月※1	被害者の子又は親族等※2の身辺につきまとったり、子又は親族等の住居、勤務先等の付近をはいかいすることを禁止
電話など禁止命令	6か月※3	被害者に対する一定の電話・電子メール等が禁止
退去命令	2か月	加害者に被害者と共に住む住居からの退去命令

※1 被害者本人への接近禁止命令が発令されている間に限ります。

※2 対象は①被害者と同居する被害者の未成年の子ども、②被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者です。

※3 対象者は被害者本人のみです。また、被害者本人への接近禁止命令が発令されている間に限ります。

- 女性の約18人に1人は命の危険を感じるほどの暴力を受けた経験があります。DVから逃れてきた被害者やその同伴する子どもなどについて、生命・身体を危険から守り、安全を確保することは、最優先の課題です。

一時保護の必要な被害者の置かれている様々な状況と被害者の意向に適切に対応するため、県や関係機関等と連携するとともに、加害者からの追及を逃れるため、県外施設等、広域的な対応を可能とする等、被害者等の状況に応じた一時保護の体制を整備することが必要です。
- 加害者が被害者等を追及し、連れ戻そうとしたり、危害を加えようとする少なからずあり、また、被害者等の支援関係者に対し、被害者等の情報の漏えいを強要したり、脅迫したりすることもあります。

被害者等に危害が加わるおそれがある場合は、被害者の意思を確認したうえで、警察との連携を図り、被害者等の安全確保を図るとともに、DV防止法に定める被害者等の安全を確保するための保護命令制度について、被害者に制度の情報を提供し、申し立て等の支援をすること等が必要です。

また、被害者等の安全確保を第一としつつ、その関係者の安全にも配慮が必要なため、被害者等の住所や居所等に係る個人情報はもとより、被害者等の支援を行う施設や団体の所在地等、被害者等やその関係者に係る情報の管理には細心の注意を払うべきことから、被害者等やその関係者の情報の漏えいを防ぐため、情報管理を徹底するとともに、加害者の追及があった場合の対応等、危機管理体制を充実することが必要です。

このような課題から、「被害者等の安全確保の徹底」に向け、次の2つの施策の方向性を設定し、施策を推進します。

- 1 一時保護体制の整備
- 2 被害者の安全確保

## 〈具体的施策〉

施策名	取組内容
(11)関係機関等との連携による一時保護体制の整備	■関係機関等と連携し、被害者の安全を確保するための一時保護体制を整備します。
(12)民間シェルターへの支援	■多様なニーズに応じた一時保護体制を整備するため、民間シェルター等への支援を行います。
(13)広域的な対応の整備	■被害者の安全を確保するため、県外への避難を可能とするよう、県外施設との連携を図ります。

## 〈具体的施策〉

施策名	取組内容
(14)被害者の安全を守るための制度の利用支援の充実	<p>■被害者等に危害が加わるおそれがある場合は、被害者に警察の支援対応について情報提供し、意思を確認したうえで、警察と連携を図り、被害者の安全確保に努めます。</p> <p>■保護命令制度や住民票の交付制限等の情報提供と申し立て等の支援を行います。</p>
(15)情報管理と安全確保の徹底	<p>■相談窓口や各種手続きを行う窓口、保育所(園)や学校等において、被害者等の安全を確保するため、個人情報の漏えい防止を徹底します。</p> <p>■被害者の申請に基づき、住民基本台帳の閲覧制限、住民票の写し等の証明書や税証明の交付制限等を行い、被害者の安全を確保します。</p> <p>■被害者を支援する施設・団体・支援者等の特定につながる情報は加害者に知られないよう秘匿とし、被害者と支援者の安全を確保します。</p>
(16)危機管理体制の充実	■加害者からの追及があつた場合の対応等について、マニュアルを整備するとともに、実践的な研修を実施し、被害者の安全を確保するための危機管理体制を整備します。

# 基本目標 IV 被害者の自立と生活再建の支援

## 現 状

### 1 困っていた、手助けが欲しかったこと

DV被害者との面接調査においては、「こどもに関すること」「生活に関すること」などが多く、一人では子どもに手をかけられない、計画が立てられないなど、一人でやらなければならない不安、困惑、それにともなう支援の希望などがあげられています。(図表4-1)

■図表4-1 困っていた（いる）、手助けが欲しかった（欲しい）こと

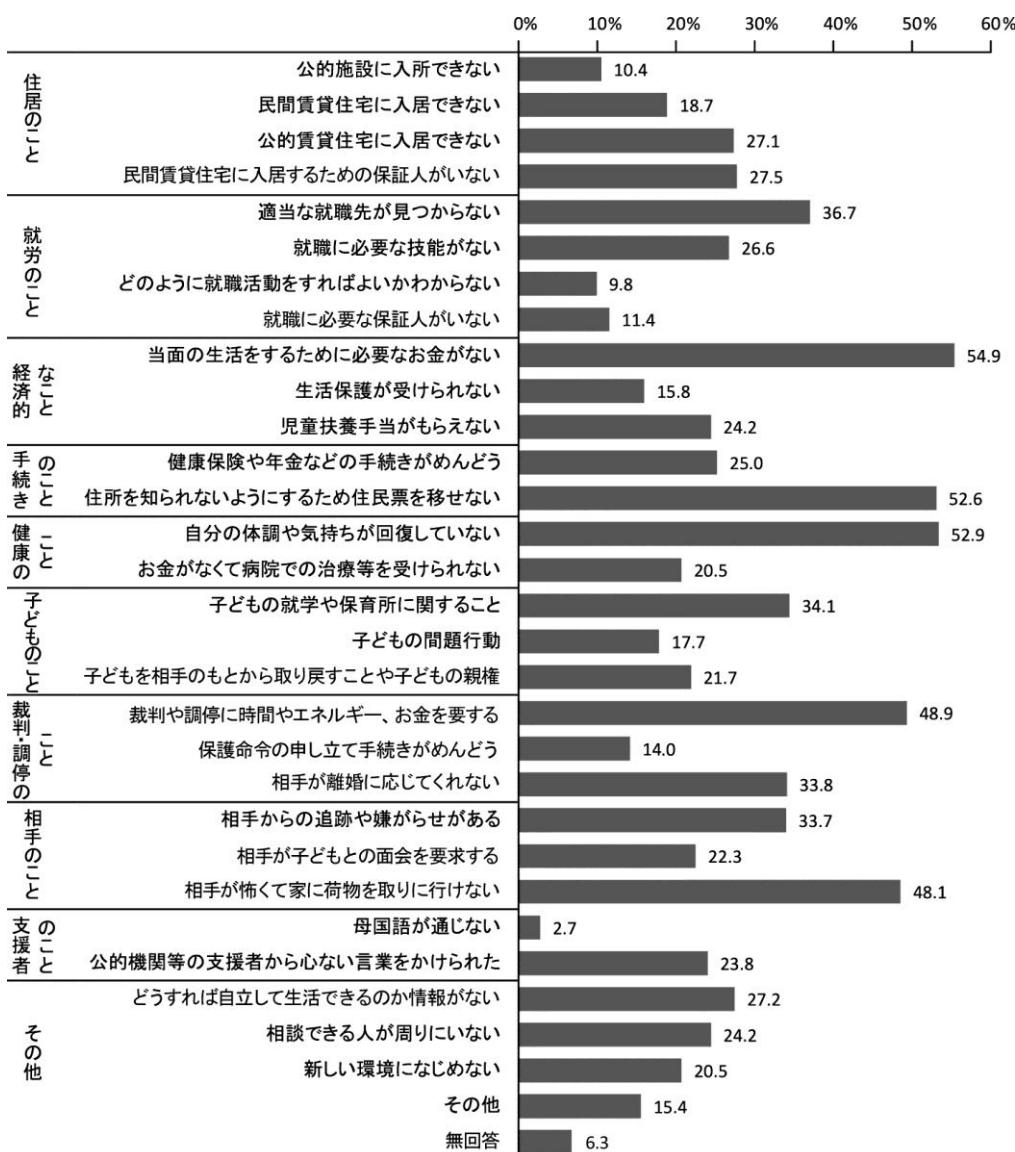
「困っていた」「手助けが欲しかった」と答えた項目	内容	回答数
こどもに関すること	<ul style="list-style-type: none"><li>・夜間や病気の時、子どもを預けられる機関がほしい</li><li>・子どもの学習支援をしてほしい</li><li>・自分のことで精いっぱいで子どもに手をかけてあげられない</li><li>・子どもへのケアの仕方を知りたかった等</li></ul>	7
生活に関すること	<ul style="list-style-type: none"><li>・早く離婚したい</li><li>・避難後は混乱しているので、一人ではいろいろな計画を立てることが難しい</li><li>・一人で子育てや生活する手立てを知りたい</li><li>・漢字が読めない。バス電車の乗り継ぎが分からぬ（外国籍女性）</li><li>・息抜きの時間が欲しい等</li></ul>	6
経済に関すること	<ul style="list-style-type: none"><li>・就職できるような支援をしてほしい</li><li>・仕事をしたいが子どもがいるので制限される等</li></ul>	4
住民票を動かせない不便さ	<ul style="list-style-type: none"><li>・身分証がない</li><li>・運転免許証を失効した</li></ul>	2
窓口や相談に関すること	<ul style="list-style-type: none"><li>・全く知らない土地なので、アドバイスしてくれる人がほしい</li><li>・役所や裁判所へ同行してくれると心強い</li></ul>	2
その他	<ul style="list-style-type: none"><li>・DV被害経験者からのデータを集めて、今後の参考となる資料があるとよい</li></ul>	1

資料／千葉市「配偶者等からの暴力（DV）に関する実態調査」（平成26年度）より

## 2 新たな生活を始めるにあたっての困難

「当面の生活をするために必要なお金がない」が約5割で最も多く、以下、「自分の体調や気持ちが回復しない」（52.9%）、「住所を知らないようにするために住民票を移せない」（52.6%）、「裁判や調停に時間やエネルギー、お金を要する」（48.9%）、「相手が怖くて家に荷物を取りに行けない」（48.1%）と続いている。約半数が、これらの問題に困難を感じています。（図表4-2）

■図表4-2 新たな生活を始めるにあたっての困難

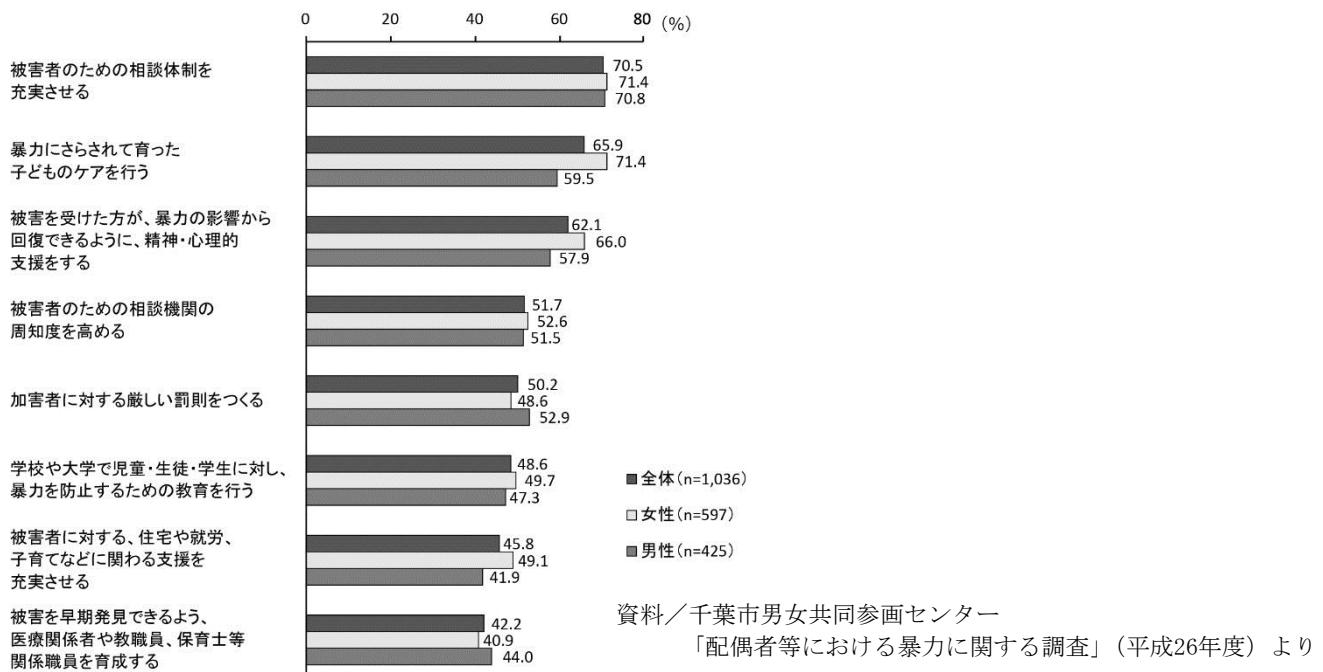


資料／内閣府「配偶者等からの暴力の被害者の自立支援等に関する調査」（平成18年度）より

## 3 被害者が安心して生活するために必要なこと（再掲）

「被害者のための相談体制を充実させる」が約7割で最も多く、次いで「暴力にさらされて育った子どものケアを行う」、「被害を受けた方が、暴力の影響から回復できるように、精神・心理的支援をする」、「被害者のための相談機関の周知度を高める」、「加害者に対する厳しい罰則をつくる」と続き、それぞれ5割以上となっています。（図表4-3）

■図表4-3 被害者が安心して生活するために必要なこと（性別）



#### 4 子どもへの影響

DV被害者との面接調査においては、ほとんどの被害者が子どもの面前で暴力をふるわれており、さらには、暴力をふるわれた際、子どもにまで被害が及んだという回答は3分の2に上っています。

（図表4-4、図表4-5）

■図表4-4 子どもの面前での暴力（n=15）

	ふるわれた	ふるわれていらない	不明	合計
人数	13	1	1	15

図表4-4、4-5

資料／千葉市「配偶者からの暴力（DV）

に関する実態調査」（平成26年度）より

■図表4-5 暴力をふるわれた時の子どもへの被害（n=15）

	及んだ	及んでいない	不明	合計
人数	10	4	1	15

#### コラム⑦ DVが子どもに与える影響

暴力を目撃したことによって、子どもに様々な心身の症状が表れることもあります。また、暴力を目撃しながら育った子どもは、自分が育った家庭での人間関係のパターンから、感情表現や問題解決の手段として暴力を用いることを学習することもあります。

児童虐待の防止等に関する法律では、子どもが配偶者からの暴力を目撃することは心理的虐待にあたるとされています。また、配偶者からの暴力のある家庭に、身体的虐待などの児童虐待が存在している場合も多数あります。

- 加害者から逃れてきた被害者は、避難した後も、住み慣れた環境を離れて新しい土地で孤立した中、長年にわたる暴力により、心身ともに傷つき、自信を喪失し、加害者といつ遭遇するかわからない恐怖を感じながら、この先、一人で子育てや生活ができるのかといった先の見えない不安を抱えています。

避難後の生活に孤独と困難を感じ、周囲の支援や理解がないことで疲れ切って加害者のもとに戻らざるをえない状況になる被害者も少なくありません。

**被害者が自立し、生活を再建するためには、避難した後に、暴力被害からの回復を経て、その後の自立が図られるまで、被害者の負担と不安を軽減し、安定した生活が可能となるよう、被害者的心のケアを含めたきめ細やかな支援が必要です。**

- 被害者が避難後、自立し、生活を再建するためには、様々な行政手続きが必要となります。

様々な窓口を訪れる際に、被害者の置かれた状況に対する理解が不十分なため、窓口の職員が不適切な対応をすることにより、被害者に更なる被害をもたらす二次的被害を受けることがあります。

また、支援制度が多岐にわたり、訪れるべき窓口が多いことから、効率的な手続きが難しく、困難な状況の中で、更に疲労を深めることが少なくありません。

**被害者の置かれている状況や応対の際に留意すべき事柄を各部署の窓口対応職員等が習得する等、二次的被害の防止体制の整備とともに、被害者の負担を軽減し、手続きを円滑に進めるための様々な窓口共通の相談シートの活用や必要な情報提供等、行政機関等で行う諸手続きの支援体制の整備が必要です。**

- DV被害者との面接調査では、手助けが欲しかったことや新たな生活を始めるにあたっての困難として、子どもや生活に関すること、経済的なこと、就労のこと、住居のこと等、様々な支援を望む声がありました。

様々な困難を複合的に抱える被害者に対しては、衣食住に係る公的支援はもとより、離婚や子どもの親権の確保等の法的問題、子どもへの関わり方等、生活全般にわたる支援が必要であり、これらの多岐にわたる支援について、被害者が置かれたそれぞれの状況に応じて適切かつきめ細やかに支援するため、被害者の状況や支援制度を一元的に把握し、助言できる相談支援機能や被害者に寄り添い、諸手続きを支援する同行支援（注1）が必要です。

- 被害者等が緊急時の一時保護の後に、地域での自立した生活を確立するまで、被害者等だけでの生活が困難な場合は、安全を確保し、心身の健康の回復や生活基盤の安定等を図るための支援を受けながら生活する場として、母子生活支援施設や婦人保護施設での入所支援が必要です。

また、様々な事情により、公的制度の活用が困難な被害者等の状況に応じ、被害者等が地域での自立した生活を確立するまでの間、民間団体が運営し、被害者を支援するステップハウスの利用支援が必要です。

■ 被害者は、繰り返される暴力の中でP T S D（心的外傷後ストレス障害）等の障害を抱えることもあります、また、加害者からの追及の恐怖や将来への不安等により、精神的に不安定な状態にある場合もあります。また、子どもにおいては、避難した後も転居や転校をはじめとする生活の変化等により、ストレスの高い状態で生活を送らざるをえない状況になります。

D V被害者との面接調査によると、大部分の家庭で子どもの面前でのD Vが行われていますが、児童虐待防止法では、子どもにD Vを目撃させることは心理的虐待とされています。また、同調査によると、3分の2の家庭で子ども自身が親からの暴力の対象になっていることが分かりました。

このため、**被害者的心身の回復支援を充実するとともに、同伴する子どもへのケアを充実する必要があります。**

このような課題から、「被害者の自立と生活再建の支援」に向け、次の3つの施策の方向性を設定し、施策を推進します。

- 1 被害者の負担軽減に配慮した相談手続き体制の整備
- 2 被害者の自立と生活再建の支援の充実
- 3 被害者等へのケアの充実

※注1 同行支援：

被害者の不安を軽減し、自立を促す目的で、行政手続きや離婚調停等の際に同行し、支援を行うこと。

コラム⑧ PTSD(post-traumatic stress disorder :心的外傷後ストレス障害)

PTSDは、実際にまたは危うく死ぬ、深刻な怪我を負う、性的暴力など、精神的衝撃を受けるトラウマ（心的外傷）体験にさらされたことで生じる、特徴的なストレス症状群のことです。

配偶者からの繰り返される暴力被害の後にも発症することがあり、自分が意図しないにある出来事が繰り返し思い出され、そのときに感じた苦痛などの気持ちがよみがえったり、体験を思い出すような状況や場面を、意識的または無意識的に避け続けたり、あらゆる物音や刺激に対して過敏に反応し、不眠やイライラが続いたりすることなどがあり、症状が1か月以上持続し、それにより顕著な苦痛感や、社会生活や日常生活の機能に支障をきたしている場合、医学的にPTSDと診断されます。

## 〈具体的施策〉

施策名	取組内容
(17)二次的被害の防止体制の整備	■被害者の二次的被害を防ぐため、各部署の窓口対応職員等を対象とした研修を充実します。
(18)行政機関等で行う諸手続きの支援体制の整備	■様々な相談窓口を訪れる被害者の負担や不安を軽減するため、相談共通シートを窓口で共有し、活用します。
	■諸手続きのワンストップ化に向けて、他市の情報を収集し、実施に向けた検討を行います。
	■円滑な転所(園)・転校・就学手続を支援するため、必要な情報提供と支援を行います。
	■区役所や保健福祉センターで行う諸手続きが安全かつ円滑に進むよう、千葉市DV関係機関対応マニュアルの改訂を行います。

## コラム⑨ なぜ被害者は逃げることができないのか

婚姻や同棲等、双方の合意の下で生活を共にしている関係の中での暴力被害については、いつでも、関係を解消し、逃れることにより、問題が解決するのでは、との疑問を耳にすることがあります。

被害者は以下のような様々な理由により、逃れることができない状況に置かれている場合があり、被害者の困難な状況への気付きと、状況に応じたきめ細やかな支援が必要です。

①恐怖感	被害者は、「逃げたら殺されるかもしれない」という強い恐怖から、家を出る決心がつかない。
②無力感	被害者は暴力を振るわれ続けることにより、「自分は配偶者から離れることができない」「助けてくれる人は誰もいない」といった無気力状態に陥る。
③複雑な心理	「暴力を振るうのは私のことを愛しているからだ」「いつか変わってくれるのではないか」との思いから、被害者であることを自覚することが困難になっている。
④経済的問題	配偶者の収入がなければ生活することが困難な場合は、今後の生活を考え、逃げることができない。
⑤子どもの問題	子どもがいる場合は、子どもの安全や就学の問題などが気にかかり、逃げることにふみ切れない。
⑥失うもの	配偶者から逃げる場合、仕事を辞めなければならなかつたり、これまで築いた地域社会での人間関係など失うものが大きい。

## 〈具体的施策〉

施策名	取組内容
【再掲】 (7)専門相談員による相談・支援の充実	■配偶者暴力相談支援センターや男女共同参画センター等の相談窓口において、専門相談員が、被害者の意向を尊重し、自己決定ができるよう、必要な情報の提供等の支援を行います。
【再掲】 (8)専門職による相談・助言機能の充実	■配偶者暴力相談支援センターや男女共同参画センター等において、弁護士による法律相談や精神科医・心理士による相談等、専門相談・助言機能(巡回相談含む)を充実します。
(19)被害相談証明書の発行等	■配偶者暴力相談支援センターにて、国民健康保険や住民票の交付制限等、各種手続きに必要な被害相談に係る証明を発行します。
(20)同行支援の充実	■被害者の生活再建を円滑に進め、諸手続きに關わる負担を軽減するため、支援者による同行支援を行います。
(21)経済的な支援	■生活保護、児童手当、児童扶養手当等、各種制度を活用することで、被害者の経済的支援を行います。
(22)就労の支援	■各区保健福祉センターの就業相談員が相談に応じ、ハローワーク等と連携し、各種就労制度を活用することで、被害者の支援を行います。
(23)住居の確保に向けた支援	■市営住宅の優遇措置入居制度や民間賃貸住宅入居支援制度等を活用し、被害者の住宅確保のための支援を行います。
(24)各種支援制度の情報提供・活用の支援	■現住地に住民票が無くとも、子どもの予防接種や健康診査受診を可能とするなど、被害者の生活再建に必要な各種サービスについて、被害者のニーズに応じた情報を適切に提供し、制度の円滑な活用を支援します。
(25)自立支援講座の実施	■男女共同参画センター等において、被害者の自立支援やエンパワメント(※注2)に資する講座を実施します。
(26)母子生活支援施設への措置等	■安全を確保し、自立を支援するため、母子生活支援施設に措置するとともに、県と連携し、婦人保護施設の入所を支援します。
	■母子が安全な環境で自立を図るため、必要に応じ、県外の母子生活支援施設での措置等、広域的な対応を図ります。
(27)ステップハウスの利用支援	■民間団体と連携し、ステップハウスに係る情報を提供し、円滑な利用を支援します。

※注2 エンパワメント:個人が社会の一員としての自覚と能力を高め、力を持った存在になること。

## 〈具体的な施策〉

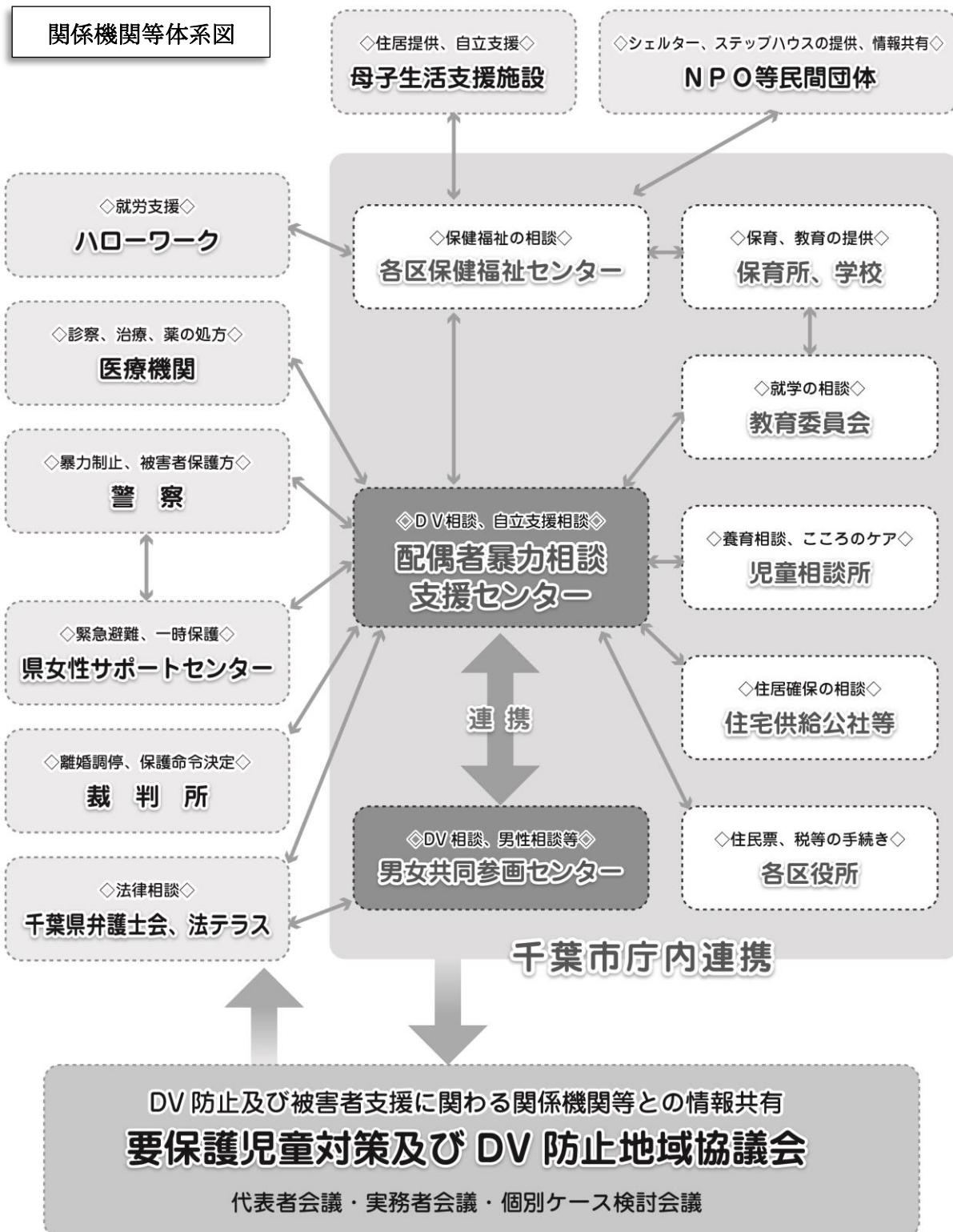
施策名	取組内容
【再掲】 (8)専門職による相談・助言機能の充実	<p>【再掲】</p> <p>■配偶者暴力相談支援センターや男女共同参画センター等において、弁護士による法律相談や精神科医・心理士による相談等、専門相談・助言機能(巡回相談含む)を充実します。</p>
(28)被害者的心身の回復支援の充実	<p>■こころの健康センターや各区保健福祉センターの精神保健福祉相談の中で、必要な支援及び情報を提供します。</p> <p>■男女共同参画センターの精神科医による相談を活用し、被害者的心身の回復を図るとともに、必要な支援や情報を提供します。</p> <p>■男女共同参画センターにおいて、自助グループ等(グループ相談)によるサポートを実施します。</p> <p>■被害者とその子ども達の自尊感情を回復し、暴力によらない対等な関係を築く事を学ぶ心理教育プログラムを実施します。</p>
(29)DVのある環境で育った子どもへのケアの充実	<p>■児童相談所と連携し、必要に応じて子どもの心理的なケアを実施します。</p> <p>【再掲】</p> <p>■被害者とその子ども達の自尊感情を回復し、暴力によらない対等な関係を築く事を学ぶ心理教育プログラムを実施します。</p>

# 基本目標 V 施策推進体制の整備

## 現状

## 1 DV防止及び被害者支援に関する機関等

DV防止及び支援者支援を推進していくため、以下のように関係機関等と連携を図りながら、取り組みを進めています。



## 2 関係機関等への相談・支援・制度の利用

D V被害者との面接調査においては、D Vから逃れるにあたって、被害者が相談し、支援を求める機関は、警察、民間シェルター・婦人相談所を筆頭に、多岐にわたります。(図表5-1)

■図表5-1 D Vから逃れるために相談した機関

機関名	機能や支援内容	人数
警察	暴力の制止、被害者の保護、被害発生の防止、保護命令への対応など	13
民間シェルター 婦人相談所	一時保護した女性の緊急避難先	13
市町村の窓口	D Vの相談、助言など	9
母子生活支援施設	母子家庭に対する住居の提供と保護 自立に向けた生活支援	8
弁護士や司法書士	調停や裁判にかかる書類作成や、代理人としての弁護 活動等	6
裁判所	夫婦関係調整、離婚などの民事調停や裁判、 D V防止法に基づく保護命令の決定など	2
配偶者暴力相談支援センター	総合的な相談窓口としての、DV防止法の説明、各自治 体との連携、一時保護など	1
医療機関	診察、治療、診断、薬の処方、診断書の作成など	1
児童相談所	虐待や養育上の困難など、児童にかかる総合的な相談 窓口公的な法律相談 弁護士による無料の法律相談の提 供	1
男女共同参画センター	電話、面接相談、グループ型相談など	1
その他		3

資料／千葉市「配偶者等からの暴力（D V）に関する実態調査」（平成26年度）より

- 被害者への支援については、安全を確保しつつ、生活全般に係る支援が必要なことから、様々な機関が関わることとなります。  
被害者の早期発見や通報、相談、必要に応じた一時保護、自立と生活再建の支援等、切れ目がないきめ細やかな支援を行うためには、一つの機関だけでの対応は困難であり、**様々な機関が共通の認識を持ちながら、緊密に連携し、支援することが必要です。**
- 被害者支援について、質・量ともにさらなる充実を図るためにには、公的機関だけでなく、民間団体等での支援活動の推進も視野に入れ、**被害者支援に係る専門的な知識を有した人材を育成するとともに、関係者に対する研修等の充実を図ることが必要です。**
- DVの根絶に向け、DV防止対策の施策を推進するためには、被害者支援や加害者対策について、民間団体や国、他自治体の先進的な取組を調査研究するとともに、日頃の対応における相談事例を分析する等、被害の実態や支援ニーズ等の状況把握に努め、今後の被害者支援施策の参考とする必要です。

このような課題から、「施策推進体制の整備」に向け、次の3つの施策の方向性を設定し、施策を推進します。

- 1 関係機関等との連携の強化
- 2 人材の育成
- 3 施策推進のための調査研究

## 〈具体的施策〉

施策名	取組内容
(30)要保護児童対策及びDV防止地域協議会の運営	■警察、女性サポートセンター、弁護士、医療機関、民間支援団体など、DVに関わる機関との情報交換・連携を図るとともに、被害者等の早期発見や適切な保護を図るため、個別家庭の情報共有や支援内容を協議します。
(31)関係機関等との情報交換・連携強化	■警察、弁護士会との連絡会議や事例検討会等を主催し、情報を交換するとともに、連携体制を強化します。 ■千葉県、地方裁判所主催会議等を通じ、情報を交換するとともに、連携体制を強化します。
	■医療機関に対して、被害者への相談窓口の情報提供の方法等について周知し、連携を強化します。
(32)民間団体との連携強化	■先進的な被害者支援を行っている民間団体と情報共有を図り、ノウハウを学ぶとともに、連携して事業を実施します。

## 〈具体的施策〉

施策名	取組内容
(33)被害者を支援する人材育成の推進	■「DV被害者支援養成講座」の実施、講座修了者へのフォローアップを行い、被害者を支援する人材を育成します。
【再掲】 (9)専門相談員の資質向上	■各種研修や事例検討、スーパーバイズ、外部研修等により、相談員の倫理や専門知識、援助技術を高め、適切な被害者支援を行います。

## 〈具体的施策〉

施策名	取組内容
	<p>■民間団体等における加害者更生プログラムの調査研究や他自治体の取組について調査し、今後の加害者対策の参考とします。</p>
(34)被害者支援及び加害者対策のあり方についての調査研究	<p>■被害者支援に係る国や他自治体、民間団体等の取り組みについて、推進状況を調査し、今後の被害者支援施策の参考とします。</p>
	<p>■相談及び自立と生活再建・被害者等のケアに関する事例を分析する等、被害の実態や支援ニーズ等の状況把握に努め、今後の被害者支援施策の参考とします。</p>



第4章

計画推進に  
あたって



## 第4章 計画推進にあたって

### 1 推進体制

DVに関する施策は、多岐にわたることから、関係機関等と連携し、施策の推進を図ることが重要です。そのため、千葉市では、次のような推進体制の下で本計画を推進します。

#### （1）千葉市男女共同参画審議会

千葉市男女共同参画ハーモニ一条例第17条に基づき、基本計画その他の男女共同参画社会の形成に関する重要事項を調査審議するため、市長の附属機関として設置されており、DVに係る施策の推進に関する事項等について、調査審議します。

#### （2）千葉市要保護児童対策及びDV防止地域協議会

要保護児童の早期発見及び適切な保護を図るため、関係機関等が連携し、要保護児童及びDV被害者に関する情報の交換及び支援内容の協議を行うことを目的として平成22年度より設置されました。

各機関の代表で構成される代表者会議、区の実務者で構成される実務者会議、個別ケースの関係者で構成される個別ケース検討会議で組織され、児童虐待及びDV防止の施策を展開しています。本協議会を通して関係機関等と連携を図り、施策の推進体制を強化します。

#### （3）千葉県との連携

千葉県男女共同参画課をはじめとして、女性サポートセンターや千葉県警など、千葉県関係機関と連絡会議等を通じて、情報共有、連携を図りながら、施策の推進を図ります。

### 2 計画の進行管理

千葉市では、本計画の進捗状況を確認するため、毎年度、庁内各課の計画事業の取組状況を調査し、計画に位置づけた取組内容の達成度を評価します。

取組内容の達成状況については、男女共同参画審議会にて報告していきます。

### 3 数値目標

本計画を推進し、その達成度を把握・評価するため、次のとおり数値目標を設定します。

指標項目		現状値(平成26年度)	目標値(平成33年度)
1	どんな理由があろうと暴力は許されないと回答する者の割合	61.0%	80.0%
2	「デートDV」という言葉を知っている高校生の割合	59.1%	80.0%
3	配偶者等からの暴力の相談窓口を知っている者の割合	38.5%	70.0%

※現状値については、

1、3：千葉市男女共同参画センター「配偶者等における暴力に関する調査」(平成26年度)

2：千葉市「交際相手からの暴力(デートDV)についての意識実態アンケート調査」(平成26年度)より

